

第11号様式の2 (第5条関係)

政務活動記録簿 (調査委託費)					
会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和7年5月1日 他				
委託名	政策調査委託				
委託先	株式会社高の原企画				
委託期間	令和7年4月1日～令和8年2月28日				
委託目的	議員活動を向上させ、県議会の発展に資するための調査を委託する				
内容、結果等	業務報告：別添調査委託報告書のとおり 調査委託結果の活用：県政における課題に対する相談等を行い、その調査結果をもとに議会で活用した。				
委託に要した経費	項目	支払先	金額	内訳	領収書番号
	調査委託費 4月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	121
	調査委託費 5月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	122
	調査委託費 6月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	104
	調査委託費 7月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	105
	調査委託費 8月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	106
	調査委託費 9月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	167
	調査委託費 10月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	167
	調査委託費 11月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	167
	調査委託費 12月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	167
	調査委託費 1月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	167
	調査委託費 2月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	181
	※100%充当 合計 242,000 円×100% = 242,000 円				
備考	添付資料：委託契約書、調査委託報告書				

注 「委託契約書」「調査報告書」を添付してください。

調査委託契約書

日本維新の会奈良県議団（以下「甲」という。）と株式会社高の原企画（以下「乙」という。）は、第一条に定める目的を達成するため、以下の通り合意したので次の通り委託契約を締結する。

（委託目的）

第一条 乙は甲の指揮のもと、乙の技能及び知識をもって甲の政務調査を行い、甲の議員活動を向上させ、県議会の発展に資することを目的とする。

（委託事項）

第二条 本契約の調査委託事項は、議会活動に関する一切の事項とする。

（委託期間）

第三条 委託期間は、令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）2月28日までとする。

（委託料）

第四条 委託料は、月額220,000円（税抜）とし甲の構成員が均等負担する。

（履行場所）

第五条 委託事業先所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本維新の会奈良県議会議員団

所在地 奈良市登大路町30 奈良県庁内（議会棟 日本維新の会会派控室）

（支払方法）

第六条 第四条の委託料については、甲を構成する各議員は、乙に対し、当月分は翌月の調査報告書及び精算報告書の提出をもって支払うものとする。振込の場合は、以下の口座へ振込する。三井住友銀行 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 株式会社高の原企画

（調査報告書の提出）

第七条 乙は甲に対して、委託事業の終了後、月毎に調査報告書及び精算報告書を作成し翌月10日までに提出することとする。

（秘密保持）

第八条 本契約における「秘密情報」とは、本契約において発生する業務の内容その他の一切の情報とし、双方、漏洩してはならない。また、他の目的に利用してはならない。本契約の解除後も継続するものとする。

2 乙は、本件業務の履行に当たって知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、当該個人情報を適切に管理するものとする。

（損害賠償）

第九条 乙は甲が故意または過失により相手方に損害を与えた場合、その賠償を甲に請求することができる。

(変更及び解除)

第十条 本契約の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知し協議したうえで、本契約の内容の変更若しくは解除をすることができる。

(疑義の解決)

第十一条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この委託契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年(2025年)4月1日

所在地 奈良市登大路町30番地奈良県議会棟内日本維新の会控室
甲 事業所名 日本維新の会奈良県議会議員団

奈良県議会議員 星川 大地

奈良県議会議員 松木 秀一郎

奈良県議会議員 山田 洋平

奈良県議会議員 清田 典章

奈良県議会議員 関本 真樹

奈良県議会議員 福西 広理

奈良県議会議員 工藤 将之

奈良県議会議員 中川 崇

奈良県議会議員 小林 誠

奈良県議会議員 佐藤 光紀

奈良県議会議員 松尾 勇臣

所在地 京都府相楽郡精華町光台1-7 けいはんなプラザが棟

乙 事業所名 株式会社高の原企画

代表者 代表取締役 田中良典



令和7年5月1日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年4月)	《業務項目》 ・会派ニュース vol8 校正 ・代表質問打ち合わせ ・陳情団体同席 ・奈良公園関連調査同席 ・教育関連調査 ・学童事例調査
--------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年4月)	4月3日 9:00～17:00、4月4日 13:00～17:00、4月10日 9:00～17:00、 4月11日 13:00～17:00、4月17日 9:00～17:00、4月18日 13:00～ 17:00、4月24日 9:00～17:00、4月25日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和7年6月5日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年5月)	《業務項目》 ・ 代表、一般質問打ち合わせ ・ 意見書関連調査 ・ 奈良県大河ドラマ『豊臣兄弟!』観光推進協議会」の設立総会視察(5月29日) ・ 国交省水道事業ヒアリング ・ 質問構成補助 ・ ドローン自治体事例調査 ・ 奈良県立図書情報館視察同行
--------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年5月)	5月1日 9:00～17:00、5月2日 13:00～17:00、5月8日 9:00～17:00、 5月9日 13:00～17:00、5月15日 9:00～17:00、5月16日 13:00～ 17:00、5月21日 9:00～17:00、5月23日 9:00～13:00、5月29日 9:00 ～17:00、5月30日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和7年7月3日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年6月)	《業務項目》 ・代表、一般質問打ち合わせ ・会派ニュース vol9 構成 ・会派ニュース発行調整 ・複合公共施設事例調査 ・代表質問スライド資料作成補助
--------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年6月)	6月5日 9:00～17:00、6月6日 13:00～17:00、6月9日 13:00～17:00、 6月12日 9:00～17:00、6月13日 9:00～17:00、6月18日 9:00～ 15:00、6月19日 9:00～17:00、6月20日 13:00～17:00、6月23日 9:00～17:00、6月24日 9:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和 7 年 8 月 7 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 7 年 7 月)	《業務項目》 ・ 代表質問打ち合わせ ・ リフレッシュ道路現地調査
------------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和 7 年 7 月)	7 月 2 日 9:00～17:00、7 月 3 日 13:00～17:00、7 月 10 日 9:00～17:00、 7 月 11 日 13:00～17:00、7 月 17 日 9:00～17:00、7 月 18 日 13:00～ 17:00、7 月 24 日 9:00～17:00、7 月 25 日 13:00～17:00、7 月 31 日 9:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和 7 年 9 月 4 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 7 年 8 月)	《業務項目》 ・ 代表、一般質問打ち合わせ ・ 会派意見書調整
------------------------------	---------------------------------------

精算報告

会派室勤務日時 (令和 7 年 8 月)	8 月 7 日 9:00～17:00、8 月 8 日 13:00～17:00、8 月 14 日 9:00～17:00、 8 月 15 日 13:00～17:00、8 月 20 日 9:00～13:00、8 月 21 日 9:00～ 17:00、8 月 28 日 9:00～17:00、8 月 29 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和7年10月2日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年9月)	《業務項目》 ・代表質問打ち合わせ ・トイレビカピカ計画ヒアリング同席 ・遊砂地調査 ・請願打ち合わせ ・けいはんな意見交換 ・奈良県中央卸売市場再整備民間意向調査（水族館）
--------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年9月)	9月2日 13:00～17:00、9月4日 9:00～17:00、9月11日 9:00～17:00、 9月12日 13:00～17:00、9月17日 9:00～17:00、9月19日 9:00～ 17:00、9月24日 9:00～17:00、9月26日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和 7 年 11 月 6 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 7 年 10 月)	《業務項目》 ・ 会派ニュース vol10 構成 ・ 奈良先端大視察企画及び同席 ・ けいはんな意見交換（学研都市推進機構） ・ 京奈和自動車道建設促進大会調査
-------------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和 7 年 10 月)	10 月 2 日 9:00～17:00、10 月 3 日 13:00～17:00、10 月 9 日 9:00～17:00、10 月 10 日 13:00～17:00、10 月 16 日 9:00～17:00、10 月 17 日 13:00～17:00、10 月 23 日 9:00～17:00、10 月 24 日 13:00～17:00、10 月 30 日 9:00～17:00、10 月 31 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和 7 年 12 月 4 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 7 年 11 月)	《業務項目》 ・ 代表質問打ち合わせ ・ 京奈和道現地調査・建設資金調査 ・ 国道 163 号現地調査
-------------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和 7 年 11 月)	11 月 6 日 9:00～17:00、11 月 7 日 13:00～17:00、11 月 13 日 9:00～17:00、11 月 14 日 13:00～17:00、11 月 20 日 9:00～17:00、11 月 21 日 13:00～17:00、11 月 27 日 9:00～17:00、11 月 28 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和 8 年 1 月 8 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 7 年 12 月)	《業務項目》 ・ 代表質問打ち合わせ ・ 補正予算（国）調査 ・ 橿原文化会館ホール、現地周辺調査
-------------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和 7 年 12 月)	12 月 1 日 9:00～17:00、12 月 4 日 9:00～17:00、12 月 8 日 9:00～17:00、12 月 11 日 13:00～17:00、12 月 18 日 9:00～17:00、12 月 19 日 13:00～17:00、12 月 25 日 9:00～17:00、12 月 26 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和 8 年 2 月 5 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 8 年 1 月)	《業務項目》 ・ 会派ニュース構成 vol11 構成 ・ 代表、一般質問打ち合わせ
------------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和 8 年 1 月)	1 月 8 日 9:00～17:00、1 月 9 日 10:00～14:30、1 月 15 日 9:00～17:00、 1 月 16 日 13:00～17:00、1 月 22 日 9:00～17:00、1 月 23 日 13:00～ 17:00、1 月 29 日 9:00～17:00、1 月 30 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和 8 年 3 月 5 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 8 年 2 月)	《業務項目》 ・ 代表、一般質問打ち合わせ ・ 三重県運転免許センター視察同行 ・ 関西広域連合議会視察 ・ 代表質問構成補助 ・ ナフィック現地調査 ・ 国道 169 号現地調査
------------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和 8 年 2 月)	2 月 5 日 9:00~17:00、2 月 10 日 10:00~17:00、2 月 12 日 9:00~17:00、2 月 19 日 9:00~17:00、2 月 20 日 13:00~17:00、2 月 26 日 9:00~17:00、2 月 27 日 13:00~17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和7年5月30日				
表題と発行部数	日本維新の会 県政会派ちらし vol.8 B4 サイズ 1,000 部				
対象者	生駒市内				
配布方法	ポスティング 1,000 部				
発行目的	奈良県議会会派の周知と意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの内容全てが県政に関する事なので 100% 充当とします				
内容	・ 県政報告 ・ 2 月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	(株) プットアップスタイル	3,025 円	① @ 2.5×1,000 部×1.1 = 2,750 円 ② 振込手数料 275	32
	※ 100% 充当 3,025 円				
備考	添付資料：請求書・県政会派ちらし vol.8 (B4 版)				

注 発行した広報紙を添付してください。



請求
明細書

佐藤光紀様

登録番号 T2130001039469

PUT UP
style

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0101 京都府城陽市平川4-9-1
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



納品日	品名・仕様	数量	単価	金額
2025/5/8	会派ニュース B4サイズ コート58k 4/4 VOL 8	1,000		¥2,500
10%対象	¥2,500	消費税	¥250	合計 ¥2,750



合計請求書

伝票枚数 1枚

登録番号 T2130001039469

PUT UP
style

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0101 京都府城陽市平川4-9-1
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



佐藤光紀様

繰越残高(税込)	調整額	お買上げ額	消費税	合計ご請求額(税込)
		2,500円	250円	2,750円

上記の通りご請求申し上げます。なお、当請求書と行き違いでお支払いの節はご容赦ください。

振込先 京都銀行 株式会社プットアップ・スタイル
ゆうちょ銀行 株式会社プットアップ・スタイル

令和7年 2月定例会報告

改革のエンジン 令和7年度予算案 賛成多数で可決

奈良県のもつ可能性を最大限に引き出し、県民が暮らしの豊かさを実感できる奈良県にしていきたい。さまざまな取り組みを更に加速化させると共に、新しい施策も次々と打ち出されています。県民の皆様の暮らしに直結する施策に予算を重点配分、新たな取り組みも始まります！



GO!
県立医大付属病院や西和医療センターの建替え
防災拠点の整備、県消防防災ヘリコプターの新機体投入

子どもを育てる！
ベビーシッター利用料の助成
3歳未満を対象に利用料助成を行う市町村を支援
(県の補助上乗額：対象の子1人あたり1,600円/週 かつ36,000円/年)
発達障害児の支援

道路整備の加速

令和6年度予算 243億2200万円 → 約19億円増 → 令和7年度予算案 262億6500万円

令和7年度からの新たな取り組み
小規模道路改良提案制度(ワンレスプロジェクト)を新たに導入
道路改良をよりスピーディーに!!
規模が小さくても一定の要件を満たす道路改良について、土木事務所の裁量で事業着手を判断し、着手から概ね1年以内の完成を目指す
『ならの道リフレッシュプロジェクト』の対象を拡大
自動車交通量10,000台以上の県管理道路約198kmに拡大

高校授業料の無償化

支援対象を拡大!

令和6年度予算 12億5900万円 → 2400万円増 → 令和7年度予算案 12億8300万円

こどもたちが家庭の経済状況にかかわらず、希望する進路を選択できるよう授業料等を支援

【対象世帯】
県内に保護者が在住し、子どもが県内の高等学校に通う世帯

世帯年収(目安)910万円以上の世帯 23歳未満の子の扶養人数			
	1人	2人	3人
R6	0円	0円	59,400円
R7	0円	59,400円	59,400円

2人以上の世帯に拡大

2026年の大河ドラマ『豊臣兄弟!』は奈良県が舞台に!

ドラマ放映で奈良県に注目が集まるため、県内の周遊、誘客プロモーションを図ります。令和7年度は誘客イベントなどに5,000万円の予算を計上。

不妊治療に対する支援

令和6年度予算 700万円 → 8700万円増 → 令和7年度予算案 9400万円

不妊治療費助成を行う市町村への補助を実施
(県1/4・市町村1/4・自己負担1/2)

メンバー紹介

小林 誠 ことばやし けん ・学生委員会 ・議会運営委員会 ・少子化対策・女性の活躍支援・スポーツ振興特別委員会	松尾 勇臣 まつお いさお ・建設委員会 ・環境・防災・地域振興対策特別委員会	佐藤 光紀 さとう みつひ ・経済産業委員会 ・県政・県政執行・地域公共交通対策特別委員会	中川 崇 なかがわ たかし ・環境委員会 ・少子化対策・女性の活躍支援・スポーツ振興特別委員会
松木 秀一郎 まつき しゅういちろう ・環境・防災・地域振興対策特別委員会 ・少子化対策・女性の活躍支援・スポーツ振興特別委員会	工藤 将之 くどう まさゆき ・学生委員会 ・環境・防災・地域振興対策特別委員会	福西 広理 ふくにし ひろみち ・文化・観光委員会 ・総合政策・地域振興対策特別委員会 ・議会運営委員会	関本 真樹 せきもと まさき ・文化・観光委員会 ・総合政策・地域振興対策特別委員会 ・奈良市議会議員
清田 典章 きよた のりあき ・経済産業委員会 ・少子化対策・女性の活躍支援・スポーツ振興特別委員会	山田 洋平 やまだ ようへい ・経済産業委員会 ・投資・経済対策・地域公共交通対策特別委員会	星川 大地 ほしかわ だいち ・文化・観光委員会 ・総合政策・地域振興対策特別委員会	

令和7年 2月定例会

代表質問



関本 真樹 議員

奈良県議会公式ホームページ
内議会中継より

- ① 大和平野中央の県有地活用について
- ② 高校授業料無償化の拡充について
- ③ 県営平城宮跡歴史公園の整備について
- ④ 奈良まほろば館について
- ⑤ 土木技術職員の確保について
- ⑥ 教員の確保について
- ⑦ 自由進度学習について

③ 県営平城宮跡歴史公園の整備について

質問 観光戦略本部平城宮跡周辺エリア部会において議論された方向性を踏まえ、県として、今後どのように取り組んでいくのか？

答弁 平城宮跡周辺エリア部会において、日本の「食のはじまりは奈良。世界と交わり地域とつながる空間づくり」を整備コンセプトとすることで、意見が一致した。奈良時代に日本の食文化のルーツが築かれ、発酵技術が発展した歴史や、日本食への国内外の関心の高まりを背景に、「食のハブ拠点」として複合施設の誘致やイベント開催を推進していく。さらに、「平城京を感じられる空間づくり」「情報発信」「交通環境の充実」「周辺環境の充実」「地域との連携・協働」の5つの要素を軸に整備を進める。ワーキンググループによる事業手法の検討等を来年度は予定している。

一般質問



中川 崇 議員

奈良県議会公式ホームページ
内議会中継より

- ① 文化活動を支える展示スペースの確保について
- ② 近鉄奈良駅周辺の再整備について
- ③ 天然記念物「奈良のシカ」の保護管理について
- ④ 市街化調整区域における土地利用規制の緩和について
- ⑤ 子どもたちに寄り添うための教員の負担軽減策について
- ⑥ 自転車事故による頭部障害や死亡を防ぐためのヘルメット着用指導について
- ⑦ 総合医療センター移転時の西ノ京駅周辺の地元要望事項への対応について
- ⑧ 知事による情報発信や政策議論のあり方について

① 文化活動を支える展示スペースの確保について

質問 県内で展示会を実施できる会場が、文化会館の改修工事等により少なくなっているが、文化活動の振興を図るため、展示スペース確保の対策を講じるべきと考えるがどうか？

答弁 再整備後の文化会館では、展示にも利用可能な多目的室等を設けることを予定している。他施設の情報や活用例を周知しつつ、県立美術館整備基本構想について、展示機能の検討などを進めていく。県民の声に耳を傾けながら、市町村の文化施設とも連携し、県民の文化活動の発表や展示の場の確保を図りたい。



小林 誠 議員

奈良県議会公式ホームページ
内議会中継より

- ① 国道168号香芝王寺道路の歩道橋架け替えについて
- ② 世界遺産である法隆寺門前の県道整備について
- ③ 新西和医療センターがめざす姿について
- ④ サステナブルな水田営農の推進について
- ⑤ 生徒指導の現状と課題について
- ⑥ 県立高等学校における連続性のある多様な学びの場の整備について

② 世界遺産である法隆寺門前の県道整備について

質問 法隆寺門前の県道バリアフリー化についてどのように進めるのか、また、観光振興に資する整備について、斑鳩町の要望をどのように受け止め、事業に反映させるのか伺いたい。

答弁 斑鳩町の計画では、この県道を、景観等へ配慮した上でバリアフリー整備する必要がある道路だと位置づけている。今後、町が目指すまちづくりと整合のとれた整備を行うよう、町から地元・関係機関と協議や調整を行った上で、まちづくりの方向性が示されれば、歩道整備や道路空間の活用について、県として積極的に協力していきたい。

委員会 報告

各議員の詳しい質問内容は
QRコードの動画をご覧ください。

厚生委員会



建設委員会



総務警察委員会



経済労働委員会



文教くらし委員会



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等） 会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和7年9月29日				
表題と発行部数	日本維新の会 県政会派ちらし vol.9 B4 サイズ 3,000 部				
対象者	生駒市内				
配布方法	ポスティング 2,900 部 駅立ち 100 部				
発行目的	奈良県議会会派の周知と意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの内容全てが県政に関する事なので 100% 充当とします				
内容	・ 県政報告 ・ 6 月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	(株) プットアップスタイル	8,525 円	① @2.5×3000 部×1.1 =8,250 円 ② 振込手数料 275	96
	※ 100% 充当 8,525 円				
備考	添付資料：請求書・県政会派ちらし vol.9（B4 版）				

注 発行した広報紙を添付してください。



合計請求書

伝票枚数 1枚

登録番号 T2130001039469

PUT UP
style

株式会社 プットアップ・スタイル

〒610-0101 京都府城陽市平川4-18-1

Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



佐藤 光紀 様

繰越残高(税込)

調整額

お買上げ額

消費税

合計ご請求額(税込)

7,500円

750円

8,250円

上記の通りご請求申し上げます。なお、当請求書と行き違いでお支払いの節はご容赦ください。

振込先

京都銀行

株式会社プットアップ・スタイル

ゆうちょ銀行

株式会社プットアップ・スタイル



請求
明細書

佐藤 光紀 様

登録番号 T2130001039469

PUT UP
style

株式会社 プットアップ・スタイル

〒610-0101 京都府城陽市平川4-18-1

Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



納品日	品名・仕様	数量	単価	金額
2025/8/8	会派ニュース B4サイズ コート58k 4/4 VOL 9	3,000		¥7,500

令和7年 6月定例会報告

議会改革が動き出す!

議会による、県民のための議会改革

日本維新の会県議団は、今議会において、自民党県と新政なら、無所属1名とで政策協定を結び、県議会改革を協議していくこととしました。議会はどちらかといえば伝統と慣習を重んじる場です。その中で必要なものは残し、県民視線に変えるところは変えていく、このことが県政発展、二元代表制としての県議会の発展につながると考えます。

議員報酬削減の議論を進める
議員報酬の更なる削減を

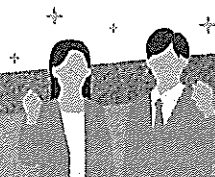
本会議答弁者の見直し
議論が噛み合うことを目指す

県庁職員の働き方改革
議会開会中を除き勤務時間外打合せ廃止など

特別委員会のあり方見直し
常態化している特別委員会を事件や課題の必要に応じて設置

各委員会への理事者の出席要請の見直し
職務の効率化のため、課長級職員の出席者を答弁する者のみに

議員派遣の見直し
各種議員派遣に関して、抜本的な見直しを行う



山下県政の政策実現が進んでいます!

『ならの道リフレッシュプロジェクト』

本年の2月議会でもお伝えした通り、『ならの道リフレッシュプロジェクト』が順次、施工されています。整備は道路の舗装補修、防草対策、区画線補修の3項目に分かれ、県ホームページで実施状況がわかります。この事業は山下県政の目玉政策の一つで、令和7年度には262億円が予算化されています。



実施済み例 大和郡市井戸野町交差点

『県立高校トイレピッカピカ計画』

この夏休みからいよいよ工事が始まります。県内29校(31学舎)のうち、まずは7校から着手されます。1校あたり約1年間の日数を要し、工事中は生徒や関係者の皆様にもご不便をおかけしますが、完成した時は必ず学校生活の向上につながると期待します。

1分1秒でも早く!

県議会 南部・東部地域振興対策特別委員会で『クマ対策』前倒しを要請

ツキノワクマ保護管理計画改定について



クマの出没と被害が全国的に発生している中、6月13日に開催された県議会南部・東部地域振興対策特別委員会、委員として質問にたった日本維新の会議員松尾勇臣幹事長は、「パブリックコメントのスケジュールもあるが、現行計画で命の危険を感じている県民もいる中、改定は月単位ではなく日単位で動いて1分1秒でも早くして欲しい。」と迅速な県の対応を求めました。また、「クマもそうだが、根本は奥山に動物たちの食べ物がないという検証結果が多い。例えば県有林を使ってクマのエサとなるどんぐり捨て、人が奥山に返していく努力を部局横断の長期的視野で行っていく必要がある。」と訴えました。

日本維新の会が提出した意見書が採択されました!

自らの当選を目的とせず他の候補者の当選を目的として選挙に立候補する、いわゆる二馬力選挙を制限する法規制がないことから、日本維新の会は国に法改正を求める意見書を県議会に提出し、採択されました。日本維新の会は、民主主義の根幹をなす公平な選挙を守ります。

TOPICS

7月2日に行われた県議会役員改選で日本維新の会から常任委員長2名、副委員長2名、議会運営委員会でも副委員長が選出されました。さらに奈良県監査委員の職会枠2名のうち1名は、日本維新の会から選出され、議会三役の重要な役割を担います。

関西広域連合議会にも会派から2名を選出し、県の街づくりの骨格を決定する都市計画審議会や国土利用計画審議会などの付属機関にも会派から委員を選出しました。

メンバー紹介 R7年7月2日から

生駒市
小林 誠 こばやし まこと
・奈良県議会議員
・奈良県議会議員会議員

奈良市
松木 秀一郎 まつぎ しゅういちろう
・奈良県議会議員
・奈良県議会議員会議員

吉野市
松尾 勇臣 まつお いさお
・奈良県議会議員
・日本維新の会奈良県議員団幹事長

桜井市
工藤 将之 くどう まさゆき
・奈良県議会議員
・奈良県議会議員会議員

香取市
清田 典章 きよた のりあき
・奈良県議会議員
・奈良県議会議員会議員

生駒市
佐藤 光紀 さとう みつなり
・奈良県議会議員
・日本維新の会奈良県議員団幹事長

磯城郡
福西 広理 ふくにし ひろみち
・奈良県議会議員
・奈良県議会議員会議員

生駒市
山田 洋平 やまだ ようへい
・奈良県議会議員
・奈良県議会議員会議員

奈良市
中川 崇 なかがわ たかし
・奈良県議会議員
・奈良県議会議員会議員

大和郡市
関本 真樹 せきもと まさき
・奈良県議会議員
・奈良県議会議員会議員

奈良市
星川 大地 ほしかわ だいち
・奈良県議会議員
・奈良県議会議員会議員

令和7年 6月定例会

代表質問



福西 広理 議員



- ① 知事就任時から達成できた取組と未達成の公約について
- ② 県立病院機構の中期計画の変更と今後の展望
- ③ まほろば健康パークの今後の整備方針について
- ④ 耕作放棄地対策及び農業の担い手確保をどうするか
- ⑤ 空家等対策特別措置法による市町村の対応及び本県の取組
- ⑥ 大和川の国の治水対策と県のかかわり
- ⑦ 下水道管の老朽化対策について

③ まほろば健康パークの整備について

質問 まほろば健康パークの南側の川西町半田地区は県の人口重心地に位置する。県民が最も平等に集いやすい優位性を備えている。健康・スポーツ・観光・産業振興・交流のハブ拠点としてどのように整備するか。

答弁 パブリックコメントを踏まえ、楽しく、子育て支援をコンセプトとした計画を、本年3月に策定した。多様な人の交流を促す交流エリア、雨天でも安心、大屋根広場、水遊びなどのできる「プレイパークエリア」、バーベキューも楽しめる「アウトドア・樹木エリア」。今年度は管理運営に関心を持つ民間事業者に試行的に利用してもらう、いわゆるトライアルサウンディングを予定。魅力的な運営ができるよう、設計段階で管理・運営事業者の提案やノウハウが反映できる事業手法を取りたい。

一般質問

佐藤 光紀 議員



- ① 大阪・関西万博における奈良県の取組について
- ② 米の種子生産について
- ③ 奈良公園について
- ④ 県庁周辺における交通対策について

米の種子生産について

質問 稲の種子が多国籍企業や民間業者に独占されるなどの懸念、さらには品質、価格に不安を感じた農家や消費者の働きかけによって、山下県政に代わった節目に、奈良県主要農作物種子生産実施要項及び要領を定めた理由と、今後の米の種子生産に係る方針について伺う。

答弁 多くの生産者・消費者などから、主要農作物の種子供給に関する県の計画や指針を示すべきという要望が寄せられ、奈良県主要農作物種子生産実施要項及び要領を、本年3月24日付けで制定した。この要項及び要領に基づき生産者へ優良な種子供給を継続することで、米をはじめとした主要農作物の生産性向上に寄与してまいりたい。

工藤 将之 議員



- ① 市町村への支援のあり方について
- ② 南部・東部地域等の土地利用制度の見直しについて
- ③ 大神神社参道（一般県道三輪山線）整備について
- ④ 不登校支援について
- ⑤ 県立学校トイレへの生理用品の配置について
- ⑥ 物価高騰対策について

南部・東部地域等の土地利用制度の見直しについて

質問 知事は5月末に天理市と桜井市の市長から要望を受け、6月16日に発表した天理市福住校区と山の辺校区山間部、桜井市上之郷地区を対象とした「天理市及び桜井市の東部山間地区における土地利用等に関する勉強会」の立ち上げは、内容、スピードともに評価に値する。今後の進め方を問う。

答弁 本年5月に天理市長・桜井市長から、現状の基準や運用では産業、観光施設の立地が難しく、地域コミュニティ維持にも支障があり、基準等の改正を求める要望を受け、「勉強会」を立ち上げた。6月26日に第1回勉強会を開催した。現地視察等も行いながら今年度中に必要な施策を打ち出したい。

星川 大地 議員



- ① 広報・情報発信について
- ② 奈良県文化会館の運営手法について
- ③ 近鉄大和西大寺駅の高架化について
- ④ 災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定について
- ⑤ 誰もが安心して暮らせるまちづくりについて

近鉄大和西大寺駅の高架化について

質問 近鉄大和西大寺駅の高架化については、県、奈良市、近鉄の3者による協議が止まったままで、いまだ再開に至っていない。奈良市への県の働きかけと協議の過程を具体的に伺いたい。

答弁 令和5年、まずは高架化のみを行い、平城宮跡内の近鉄線は存置することを、県、奈良市、近鉄の3者での検討に合意した。同年11月に第2回目の協議を行った以降、市の意向で協議会は開催できていない。昨年7月、奈良市長との面談では高架化に消極的な印象を受けた。その後、協議会への市の回答はない。総事業費を正確に算出していくことや市の考える高架化以外の対策についても協議することも提案している。

委員会 報告

6月定例会

各議員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

厚生委員会



建設委員会



総務警察委員会



経済労働委員会



文教くらし委員会



第 1 1 号様式の 5 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和 8 年 1 月 27 日				
表題と発行部数	日本維新の会 県政会派ちらし vol.10 B4 サイズ 1,000 部				
対象者	生駒市内				
配布方法	ポスティング 900 部 駅立ち 100 部				
発行目的	奈良県議会会派の周知と意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの内容全てが県政に関する事なので 100% 充当とします				
内容	・ 県政報告 ・ 9 月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	(株) プットアップスタイル	3,025 円	① @2.5×1000 部×1.1 =2,750 円 ② 振込手数料 275 円	158
	※ 100% 充当 3,025 円				
備考	添付資料：請求書・県政会派ちらし vol.10 (B4 版)				

注 発行した広報紙を添付してください。



合計請求書

伝票枚数 1枚

登録番号 T2130001039469

PUT UP
style

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0101 京都府城陽市平川橋東8-12
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5310



佐藤光紀様

繰越残高(税込)	調整額	お買上げ額	消費税	合計ご請求額(税込)
		2,500円	250円	2,750円

上記の通りご請求申し上げます。なお、当請求書と行き違いでお支払いの節はご容赦ください。

振込先	京都銀行	株式会社プットアップ・スタイル
	ゆうちょ銀行	株式会社プットアップ・スタイル



請求 明細書

佐藤光紀様

登録番号 T2130001039469

PUT UP
style

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0101 京都府城陽市平川橋東8-12
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5310



納品日	品名・仕様	数量	単価	金額
2025/12/12	会派ニュース B4サイズ コート58k 4/4 会派 53L VOL10	1,000		¥2,500

令和7年 9月定例会報告

前進。奈良県政

山下知事 日本維新の会の改革で、生活密着の県政を前へ前へ、さらに前へ。

前進 保育士

**県独自の処遇改善で
就職率・意欲もアップ!**



令和6年度から県独自の取組として、民間保育所等に勤務する常勤の保育士等への給与加算を実施する市町村に対して補助をするという制度を開始。

保育士養成施設卒業者で
県内保育施設に
就職した人の割合

年度	割合
令和5年度	52.3%
令和6年度	57.8%

↑7.5%

待遇の改善を非常に感じる、
やや感じると思った施設の割合

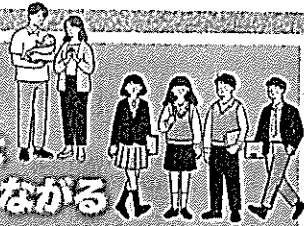
(令和7年10月22日知事定例会記者会見より)



これについては、日本維新の会が、令和7年3月予算審査特別委員会で、奈良県保育士処遇改善事業は大変いい取組だと評価し、奈良県は保育士の給料が低く、大阪府に動機に行ったほうが高いことを改善するべきだと要望していました。

前進 子育て

**次世代への投資は
奈良県の成長につながる**



令和8年度から所得制限を撤廃した全ての子どもを対象とした高校授業料実質無償化が始まります。
9月議会で日本維新の会の代表質問に対し、山下知事は、奈良県独自の政策であり次世代への投資こそが奈良県の成長につながる。強い信念をもって進めたいと述べました。

前進 クマ対策



**日本維新の会は以前から
対策と予算措置を要望**

全国的にクマによる被害が多発する中、日本維新の会は、6月の南部・東部地域振興対策特別委員会で、早期の条例改正と森林の環境改善を求めました(前号掲載)。

それに続き、9月の予算審査特別委員会で奈良市の北部でも出没が相次いでいるとしたうえで、クマ専門家派遣事業は当初予算の約600万円で足りるのかと質問し、各市町村への支援を手厚くするよう求めました。
奈良県から初の総理となった高市早苗首相は、経済対策でクマ対策に交付金を拡充することを明言されました。

前進 道路



**もっと奈良の道を快適に。
京奈和道で近畿の中心地へ**

10月に東京で開催された京奈和自動車建設促進大会に、日本維新の会、小林議員と福西議員が建設委員会の委員として参加しました。

この大会は山下知事が会長を務める京奈和自動車建設促進協議会が主催し、奈良県、和歌山県、京都府や国会議員、地方議員も参加し早期開通に向けて協力を誓い合いました。

京奈和自動車早期整備はもちろんですが、県民の利便性と生活の向上はむしろ周辺道路の整備にかかっています。

大会に参加した小林、福西両議員は、ネクソ西日本の社長や関西支社長などと相乗効果をめざして奈良県の道路整備を加速させるため情報交換しました。



メンバー紹介 R1年7月2日現在

佐野区
松尾 勇巨 まつお いさお
・建設委員会
・日本維新の会県団 幹事長

佐野区
小林 誠 こばやし まこと
・建設委員会 委員長

佐野区
松本 秀一郎 まつもと しゅういちろう
・奈良県議会議員
・建設委員会

佐野区
工藤 将之 くどう まさゆき
・文教くらし委員会
・奈良県都市計画協議会 委員

佐野区
清田 典章 きよた のりあき
・経済労働委員会
・議会運営委員会
・奈良県国土利用計画協議会 委員

葛城郡
佐藤 光紀 さとう みつのり
・経済労働委員会 委員長

葛城郡
福西 広理 ふくにし ひろみち
・議会運営委員会 副委員長
・建設委員会
・奈良県産業観光推進協議会 委員

葛城郡
山田 洋平 やまだ ようへい
・文教くらし委員会 副委員長

奈良市・山辺郡
中川 崇 なかがわ たかし
・監査委員会
・厚生委員会

大和郡・山辺郡
関本 真樹 せきもと まさき
・厚生委員会
・奈良県広域連合 議員

奈良市・山辺郡
星川 大地 ほしかわ だいち
・経済労働委員会 副委員長

令和7年 9月定例会

代表質問



清田 典章 議員



- ① 高等学校授業料等への支援の拡充について
- ② 県立美術館の整備について
- ③ 多文化共生について
- ④ 中小企業支援について
- ⑤ 広報戦略について
- ⑥ 観光総合戦略について
- ⑦ 民間を活用した空き家対策について
- ⑧ 入札不調等への対応について
- ⑨ 学校部活動の地域移行について

① 高等学校授業料等への支援の拡充について

質問 知事の高等学校授業料等の実質無償化により、すべての子どもたちが平等に学び、未来を切り開ける社会の実現に一步近づいた。学校部活動を地域クラブ活動へ移行では地域クラブ運営費用を保護者が負担することになる。その一方で部活動指導員の配置を促進する地域連携との間で、費用負担に不公平が生じると考えるが、どのように対応していくのか。

答 国の補助制度のスキーム等がどのようになるのか見極めながら、原則保護者負担という姿勢は残しつつも、その負担を軽減することができる補助制度の創設に向けて、必要となる予算の確保に努めてまいります。

代表質問



小林 誠 議員



- ① 奈良県立図書館の20年の成果と未来への展望について
- ② 児童虐待対策について
- ③ 観光戦略本部の今後の方針について
- ④ 世界遺産の玄関口にふさわしい斑鳩町の県道整備について

④ 世界遺産の玄関口にふさわしい斑鳩町の県道整備について

質問 JR大和路線の法隆寺駅、そして、西名阪自動車道の法隆寺インターチェンジの2つの主要交通網の結節点がこれほど接近している斑鳩町は、まさに奈良県の玄関口ともいえる。その斑鳩町にある法隆寺参道を、おかげ横丁のようににぎわいのある参道整備を斑鳩町に働きかけている。奈良県で一番短い県道、斑鳩町にある法隆寺門前である県道法隆寺線の整備をどうすすめるのか。

答 斑鳩町が目指す法隆寺周辺の観光振興などの整合を図りながら、道路整備を行う必要があると認識している。県道法隆寺線の整備・活用については、国庫補助金の活用に向けた調整等を行い、斑鳩町と一緒にまちづくりを進めてまいりたいと考えている。



関本 真樹 議員



- ① 県民の健康づくりについて
- ② 英語教育の推進について
- ③ 読解力の向上について
- ④ 学校現場における教員不足の解消について

② 英語教育の推進について

質問 奈良県の中学3年生で英語の勉強が好きと答えたのは47.8%と半分以下だが、約9割の生徒が「英語が大切だ」と答え、その重要性を認識している。このような中、県立高等学校において英語によるコミュニケーション能力育成について、どのように取り組んでいるか。

答 奈良県英語教育改善プランを策定し、英語のコミュニケーション能力の向上に取り組んできたが、国の調査でも成果が徐々にあらわれてきた。国の事業の中で、高校生国際会議の開催などを通して、英語で議論ができるグローバル人材の育成にも取り組んでいきたい。

お詫びと訂正 Vol9で、川西町辻田地区(かわにしちょう はんだちく)を川西町半田地区と誤表記していました。お詫びして訂正させていただきます。ご連絡頂きました、読者の方、ありがとうございました。

委員会 報告

9月定例会

各委員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等） 会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和8年3月27日				
表題と発行部数	日本維新の会 県政会派ちらし vol.11 B4サイズ 500部				
対象者	生駒市内				
配布方法	ポスティング 400部 駅立ち 100部				
発行目的	奈良県議会会派の周知と意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの内容全てが県政に関する事なので 100%充当とします				
内容	・県政報告 ・12月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	(株) プットアップスタイル	1,650 円	① @2.5×500部×1.1＝ 1,375 円 ②振込手数料 275円	192
		※ 100%充当 1,650 円			
備考	添付資料：請求書・県政会派ちらし vol.11（B4版）				

注 発行した広報紙を添付してください。



合計請求書

伝票枚数 1枚

登録番号 T2130001039469

PUT UP
style

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0101 京都府城陽市平川橋南1-10
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5317



佐藤光紀様

繰越残高(税込)	調整額	お買上げ額	消費税	合計ご請求額(税込)
		1,250円	125円	1,375円

上記の通りご請求申し上げます。なお、当請求書と行き違いでお支払いの節はご容赦ください。

振込先	京都銀行	株式会社プットアップ・スタイル
	ゆうちょ銀行	株式会社プットアップ・スタイル



請求 明細書

佐藤光紀様

登録番号 T2130001039469

PUT UP
style

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0101 京都府城陽市平川橋南1-10
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5317



納品日	品名・仕様		数量	単価	金額
2026/3/3	会派ニュース B4サイズ コート58k 4/4 VOL. 11		500		¥1,250

令和7年 12月定例会報告

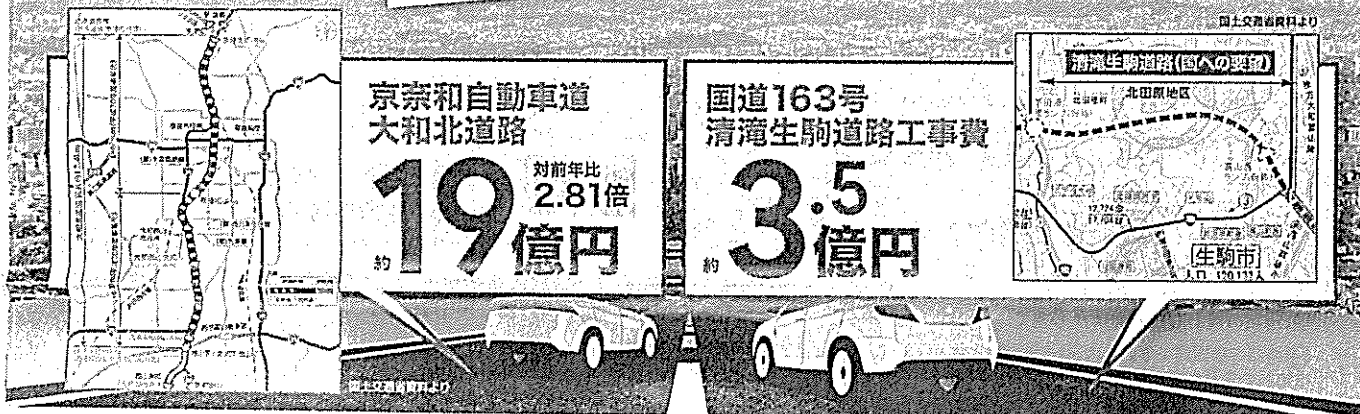
奈良の道路整備
着実に前進。山下知事 日本維新の会でも要望、
国の予算化が進みました!

令和7年度の国の補正予算で、奈良県事業へ増額配分されることになりました(令和7年12月発表)。

京奈和自動車道への予算増額は、山下真知事が、昨秋に大会を開き国に増額配分を求めていました(前号)。日本維新の会は12月県議会の代表質問でも国に優先順位を上げるよう要望しています。

また、国道163号の清滝生駒道路については、12月に開催された本会議の日本維新の会の代表質問で、生駒市や奈良先端科学技術大学院大学から京奈和自動車道へつながる国道として、一体的に整備を進めることが、本県の産業・学術の発展にとって極めて重要だと県に伝えていました。

今回の国の令和7年度補正予算では、日本維新の会奈良県議団の主張と国の方向が同じであることが確認され、今後一層活動を進めてまいりたいと考えます。



代表質問

一部抜粋

令和7年 12月定例会

山田 洋平 議員



質問項目

01. 高市早苗 新総理誕生に対する知事の所感について
02. 金利上昇リスクへの対応と行財政改革の更なる推進について
03. 人口減少対策としての戦略的な移住支援策の強化について
04. 人口減少時代に向けた県有施設の集約・複合化について
05. 宿泊税導入等の新たな収入による財源の確保に向けた取組について
06. 県立中高一貫教育校の取組について
07. 奈良県ピンターズビューローとの連携について

01. 高市早苗 新総理誕生に対する知事の所感について

質問 京奈和自動車道の本県への20年間の経済効果は6,000億円と言われている。生駒市においては、京奈和自動車道と大阪方面へつながる国道163号線の整備は、京奈和自動車道と一体的に整備を進めることが、本県の産業・学術の発展に重要だと考える。このような中、本県初の内閣総理大臣が誕生し、現在、奈良県政史上最も国政に近い位置にあり、県民の期待も大きい。知事の所感及び高市総理への期待について伺う。

答弁 奈良県初の内閣総理大臣、初の女性総理の誕生は歴史に刻まれる出来事であり、郷土奈良にとってこの上ない誇りである。高市早苗総理の奈良県出身であることの発言により、奈良県の注目度が日増しに高まっていると実感。知事就任以来、奈良県の可能性を最大限に引き出すための施策を進めてきた。県民が豊かさを実感できる奈良県の未来を築く取組を、高市内閣総理大臣のご就任を契機に、一層前に進めてまいりたいと考えている。

奈良県議会会派
日本維新の会

メンバー

松尾 勇巨

まつい ゆうき
・建設委員会
・日本維新の会奈良県団代表

佐藤 光紀

さとう みつひ
・経済労働委員会 委員長

中川 崇

なかがわ たかし
・監査委員
・厚生委員会

小林 誠

こばやし まこと
・建設委員会 委員長

工藤 将之

こうどう まさゆき
・文教くらし委員会
・奈良県都市計画審議会 委員

福西 広理

ふくにし ひろり
・議会運営委員会 副委員長
・建設委員会
・奈良県広域水道企業団議会議員

関本 真樹

せきもと まさき
・厚生委員会
・関西広域連合議会議員

松本 秀一郎

まつもと しゅういちろう
・関西広域連合議会議員
・総務警察委員会

清田 典章

きよた のりあき
・経済労働委員会
・議会運営委員会
・奈良県国土利用計画審議会 委員

山田 洋平

やまだ ようへい
・文教くらし委員会 副委員長

星川 大地

ほしかわ だいち
・総務警察委員会 副委員長

一般質問

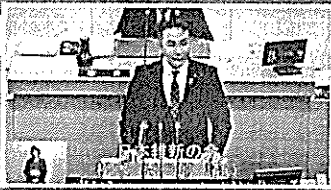
— 第11期 令和7年 12月定例会

松木 秀一郎 議員



質問項目

01. 県営都市公園の魅力向上について
02. ツギノブグマ対策について
03. 部活動の地域移行について
04. けいけんな学研都市と連携した産業政策について
05. なにわ筋開業後の県広域ネットワークについて



03. 部活動の地域移行について

質問 県内中学校1校当たりの平均在籍者数は、昭和62年をピークに3万3,236人と半減した。学校数は微減であり、従来の形態で部活動を維持できなくなっている。

令和8年4月から部活動を地域移行するにあたり、保護者から活動場所や指導者等の確保、経済的な負担についての不安、さらには県と市町村との連携強化を望む声を聞いている。県としてどのように取り組んでいくのか。

答弁 本年9月に各市町村に学校部活動及び地域クラブ活動の実施体制について調査したところ、休日の活動は、地域クラブ活動が約9割、学校部活動が約1割という結果だった。

地域クラブ活動への移行がおおむね順調に進んでいる。

令和7年4月に保護者向け説明動画を作成し、県教育委員会のHPで公開している。県教育委員会としては、市町村において地域移行の理解が進むよう支援をしていく。

委員会 報告

総務警察委員会



大阪・関西万博のレガシーの活用について

大阪関西万博では、奈良県催事も大きなスケールだった。人気の公式キャラクター、ミャクミャクの活用要件はどうなっているか。

① 公式キャラクター、ミャクミャクは大阪・関西万博の博覧会協会が管理しており、イベント出演は博覧会協会への申請が必要で、令和8年3月末までの活用とされている。

南部・東部振興基本計画案について

南部東部地域においては、人口減少が加速し、行政職員の確保など、単独での行政運営は困難が予想される。県が橋渡し役となって、課題の整理、連携の設計などの調整が必要ではないか。

② 南部東部振興基本計画は、社会情勢の変化、地域の課題や現状を踏まえ、市町村の意見も聞きながら策定する。庁内関係部局とも地域の課題を共有して、部局横断的に取り組む。

厚生委員会



農福連携について

農業従事者が減少する一方で、農業は障害をお持ちの方々活躍する場として可能性がある。農福連携について、現状と今後の取組はどうか。

③ 生産技術の習得のため事業所から計31回の派遣申請に対応。販路拡大のための農福連携マルシェの開催、福祉保険部と職農部による障害者雇用に向けた受け入れ体制の整備等を進めている。

保険者努力支援制度について

保険者努力支援制度について、全国の中で本県の点数はどうか。がん検診と健診については、市町村と力を合わせて様々な取組で啓発を進めていただきたい。

④ 本県が全国に先駆けて令和6年度に保険料水準の統一により評価は高い。市町村と連携会議を開催し、特定健診の受診率の向上に向けた意見交換を通じ、市町村の取組水準の底上げを図っていく。

経済労働委員会



第2期奈良県食品ロス削減推進計画について

食品ロス削減に取り組む県民の割合も85%と高い数値が出ている。第2期の目標は90%であるが、どういうことを目標に設定しているか。

⑤ 平成29年度と令和5年度の比較では、ロス22%減少と効果は出ているが、それでも4万トンのロス。今後は、事業系の削減、子共食堂へのマッチング、子供たちへの社会教育の一環とすることを検討する。

建設委員会



道路緊急ダイヤル#9910の利用状況について

実施の状況と効果はどうか。また、#9910は職員の負担軽減になっているか。

⑥ #9910令和6年度の通報は、電話455件、LINE447件。LINEによる写真や位置情報により、場所を特定する時間が短縮され、今後はデータデータベースの蓄積により職員の負担軽減につなげたい。

河川堤防と県営都市公園におけるクビアカツヤカミキリの被害について

ここ数年、被害が急増している。県が把握している状況はどうか。市町村と連携した県下一斉、部署横断で撲滅に向けた取り組みが必要。

⑦ クビアカツヤカミキリは桜、梅、桃などを食害する害虫であり、近年奈良県内でも被害が爆発的に増えてきている。現在、多くの市町村が駆除の対応に追われ、県土木事務所中心に対応中である。

医大周辺のまちづくりについて

医大周辺のまちづくりでアリーナ建設が予定されている。本県の県産材の利用の促進に関する条例により、木材をふんだんに使ったアリーナの建設をお願いしたい。

文教くらし委員会



ベビーシッターの利用支援事業について

市町村が助成をするベビーシッターの利用料に対し、県が実施する1/2の補助の進捗と利用者の声はどうか。

⑧ 令和7年度には7市町村実施に加え新たに1町が追加される。現在、13の事業者登録。利用者からは仕事がかどった、3歳以上の子供も対象にして欲しいといった意見が寄せられている。

日韓首脳会談の奈良県開催について

日韓首脳会談は、奈良県の数ある世界屈指の文化・歴史的価値を世界に広める絶好のチャンス。

高市総理誕生により、将来的な国際会議誘致を見据えた体制整備を求める。

⑨ 奈良の文化や歴史の魅力を十分に発信できるようにしっかり取り組んでいく。

各議員の詳しい質問内容はQRコードのページから動画をご覧ください。



総務警察委員会

厚生委員会

建設委員会

経済労働委員会

文教くらし委員会

第11号様式の6（第5条関係）

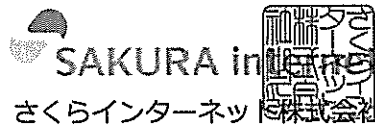
政務活動記録簿（ホームページの開設等） 会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和7年4月1日 他				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 1/2 按分				
内容	・ 政策 ・ 活動報告 ・ 県民への意見募集 等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	サーバー維持費	さくらインターネット	5,720 円	R7.4～R8.1 月分	3
	維持管理費		33,000 円	更新料 4～6 月分 @ 10,000 円×3×1.1	52
	維持管理費		33,000 円	更新料 7～9 月分 @ 10,000 円×3×1.1	97
	維持管理費		33,000 円	更新料 10～12 月分 @ 10,000 円×3×1.1	145
	サーバー維持費	さくらインターネット	1,144 円	R8.2～R8.3 月分	157
	維持管理費		33,000 円	更新料 1～3 月分 @ 10,000 円×3×1.1	190
	※50%充当 合計 138,864 円×50%=69,432 円				
備考	ホームページアドレス：https://mitsunori-sato.com/ 添付資料 ・ さくらインターネット受領書 ・ Web サイト管理・更新業務の契約書・請求書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

受領書

発行日: 2025年01月30日
登録番号: T3120001079845

〒630-0201
奈良県生駒市小明町556-3
佐藤 光紀 様



〒530-0011
大阪府大阪市北区大深町6番38号
グラングリーン大阪 北館 JAM BASE 3階

下記金額を受領いたしました。

受領金額（消費税込）

¥6,600—

電子受領書
につき
印紙税非課税

請求書番号: 33153877

受領日: 2025年01月29日

品名	単価	数量	金額
さくらのレンタルサーバスタンダード サービス利用料(2025/02/01-2026/01/31) [wheatcoyote6.sakura.ne.jp]	6,600	1	6,600

合計 6,600
(内消費税額 10% 600)

備考

- お支払いの金融機関、各クレジットカード会社、店舗から発行された明細、受領証、レシートが正式な領収書となりますので、合わせて保管をお願いいたします。
- Web発行受領書は電子文書となり、印紙課税の対象とならないため印紙の添付はいたしません。
- Web発行受領書を印刷しても、コピー扱いとなるため印紙課税の対象になりません。

請求書

佐藤みつのり事務所 御中

請求日 2025-06-24
請求書番号 INV-0000000142
登録番号 T8810544801606

ICO webdesign

件名 WEBサイト更新費

小計	消費税	請求金額
30,000円	3,000円	33,000円

入金期日	振込先
	南都銀行

摘要	数量	単価	明細金額
WEBサイト更新作業	3 式	10,000	30,000

内訳	10%対象(税抜)	30,000円
	10%消費税	3,000円

備考 2025年4～6月分更新作業 簡易保守(バージョンのアップグレード、バックアップなど)
--

請求書

佐藤みつのり事務所 御中

請求日 2025-09-25
請求書番号 INV-0000000164
登録番号 T8810544801606

ICO webdesign

件名 WEBサイト更新費

小計	消費税	請求金額
30,000円	3,000円	33,000円

入金期日	振込先
	南都銀行

摘要	数量	単価	明細金額
WEBサイト更新作業	3 式	10,000	30,000

内訳	10%対象(税抜)	30,000円
	10%消費税	3,000円

備考 2025年7～9月分更新作業 簡易保守(バージョンのアップグレード、バックアップなど)
--

請求書

佐藤みつのり事務所 御中

請求日 2025-12-12
請求書番号 INV-0000000184
登録番号 T8810544801606

ICO webdesign

件名 WEBサイト更新費

小計	消費税	請求金額
30,000円	3,000円	33,000円

入金期日	振込先
	南都銀行

摘要	数量	単価	明細金額
WEBサイト更新作業	3 式	10,000	30,000

内訳	10%対象(税抜)	30,000円
	10%消費税	3,000円

備考
2025年10～12月分更新作業
簡易保守(バージョンのアップグレード、バックアップなど)

受領書

発行日: 2026年04月10日
登録番号: T3120001079845

〒630-0201
奈良県生駒市小明町556-3
佐藤 光紀 様



〒530-0011
大阪府大阪市北区大深町6番38号
グラングリーン大阪 北館 JAM BASE 3階

下記金額を受領いたしました。

受領金額 (消費税込)

¥6,600—

電子受領書
につき
印紙税非課税

請求書番号: 35669735

受領日: 2026年01月27日

品名	単価	数量	金額
さくらのレンタルサーバスタンダード サービス利用料(2026/02/01-2027/01/31) [wheatcoyote6.sakura.ne.jp]	6,600	1	6,600

合計 6,600
(内消費税額 10% 600)

備考

- お支払いの金融機関、各クレジットカード会社、店舗から発行された明細、受領証、レシートが正式な領収書となりますので、合わせて保管をお願いいたします。
- Web発行受領書は電子文書となり、印紙課税の対象とならないため印紙の添付はいたしません。
- Web発行受領書を印刷しても、コピー扱いとなるため印紙課税の対象になりません。

請求書

佐藤みつのり事務所 御中

請求日 2026-03-13
請求書番号 INV-0000000202
登録番号 T8810544801606

ICO webdesign

件名 WEBサイト更新費

小計	消費税	請求金額
30,000円	3,000円	33,000円

入金期日	振込先
	南都銀行

摘要	数量	単価	明細金額
WEBサイト更新作業	3 式	10,000	30,000

内訳	10%対象(税抜)	30,000円
	10%消費税	3,000円

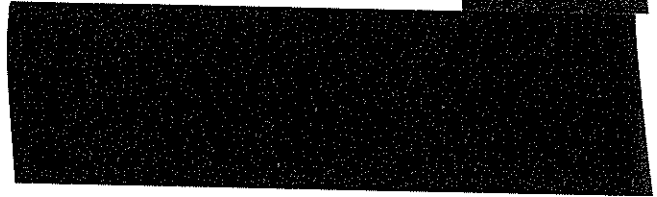
備考 2026年1～3月分更新作業 簡易保守(バージョンのアップグレード、バックアップなど)
--



契約書

佐藤みつのり事務所 御中

ICO webdesign 



以下、「佐藤みつのり事務所」様を「甲」と記し、を「乙」と記します。

☐ 契約内容

WEB サイト管理・保守業務

「奈良県会議員佐藤みつのり WEB サイト」

☐ 期間

2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

☐ 費用

各 1 ヶ月間 10,000 円

☐ お支払い方法

銀行振込にて。3 ヶ月毎とさせていただきます。

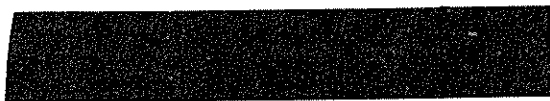
- ・乙は甲の上記期間、甲の Web サイトの管理・更新業務を行います。
- ・活動アルバムの更新は月 3 件までとし、それを超える場合は別途費用と致します。
- ・当ホームページに掲載する写真データやテキスト文面等は、原則として甲にご提供して頂くものと致します。作成後の内容のチェックは甲におこなって頂くものと致します。

2025 年 4 月 1 日

甲記名

佐藤 光紀 

乙記名



以上

第 1 1 号様式の 6 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和 7 年 4 月 28 日				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀 YouTube チャンネルさっしー&よっしー				
対象者	YouTube 利用者 (広告とは奈良市、生駒市のように県内市町村のみの地域限定の広告配信を設定) ※広告とは、デジタルポスティングのこと。				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 50%按分				
内容	・ 政策 ・ 活動報告 ・ 県民への意見募集 等				
YouTube 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	請求書No.12	UK ドロー ンサービス	33,000 円	1~3 月分 YouTube 管理費	13
	請求書No.13	UK ドロー ンサービス	170,500 円	①第 6 話 台湾訪問 ②サムネ制作費 第 6 話 ③3 月分 Google 広告 管理費	14
	※50%充当 合計 203,500 円×50%=101,750 円				
備考	YouTube アカウント: @satomitsu0903 さっしー&よっしー 添付資料: 契約書・請求書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書を添付してください。



契約書

UK ドローンサービス

佐藤みつのり事務所 御中

TEL
メール

以下、佐藤みつのり事務所 様を「甲」と記し、[redacted] を乙と記します。

■ 契約内容
YouTube サイト管理・保守義務
【佐藤みつのり公式 YouTube】

■ 期間
2024 年 12 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

■ 費用
各 1 ヶ月間 10,000 円

■ お支払方法
銀行振込にて、3 ヶ月毎とさせていただきます。

・乙は甲の上記期間、甲の YouTube サイトの管理・更新業務を行います。
・サイト内での変更等などは月 5 件までとし、それを超える場合は別途費用と致します。
・当サイトにアップロードする動画（ショート動画を含む）は製作費用が、広告処理を行う場合などは広告宣伝費用が生じますので、別途見積となります。
※広告費用は月末集計となる為、翌月以降での請求となります。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、本契約当事者双方署名又は記名押印の上各 1 通を保有する。

2024 年 12 月 1 日

甲 記名

佐藤みつ

乙 記名

[redacted]

御請求書

NO 0000012

佐藤みつのり事務所 様

2025年3月31日

登録番号 T8810558423668

UKドローンサービス

		ご請求金額		¥ 33,000	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	1.2.3月分YouTube管理費	10,000	3	件	¥ 30,000
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
			小 計		¥ 30,000
			消費税(10%)		¥ 3,000
			合 計		¥ 33,000

備考	
振込先 南都銀行	

御請求書

NO 0000013

佐藤みつのり事務所 様

2025年4月23日

登録番号 T8810558423668

UKドローンサービス

		ご請求金額		¥ 170,500	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	【第6話】台湾訪問(13:37)	140,000	1	件	¥ 140,000
2	サムネ制作費	5,000	1	件	¥ 5,000
	【第6話】台湾訪問(チラシ用)				
3	3月分Google広告管理費	10,000	1	件	¥ 10,000
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
			小 計		¥ 155,000
			消費税(10%)		¥ 15,500
			合 計		¥ 170,500

備考	
振込先 南都銀行	

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和7年5月30日				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀 YouTube チャンネルさっしー&よっしー				
対象者	YouTube 利用者 （広告とは奈良市、生駒市のように県内市町村のみの地域限定の広告配信を設定） ※広告とは、デジタルポスティングのこと。				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 50%按分				
内容	・ 政策 ・ 活動報告 ・ 県民への意見募集 等				
YouTube 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	請求書No.15	UK ドロー ンサービス	33,000 円	①緊急ショート動画	35
	請求書No.16	UK ドロー ンサービス	88,743 円	②4 月分 Google 広告管理 費 ②4 月分 Google 広告費用	36
	※50%充当 合計 121,743 円×50%=60,871 円				
備考	YouTube アカウント：@satomitsu0903 さっしー&よっしー 添付資料:契約書・請求書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書を添付してください。

御請求書

NO 0000015

2025年5月23日

佐藤みつのり事務所 様

登録番号 T8810558423668

UKドローンサービス

		ご請求金額		¥ 33,000	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	緊急ショート動画 (3:00)	30,000	1	件	¥ 30,000
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
			小 計		¥ 30,000
			消費税(10%)		¥ 3,000
			合 計		¥ 33,000

	備考
振込先 南都銀行	

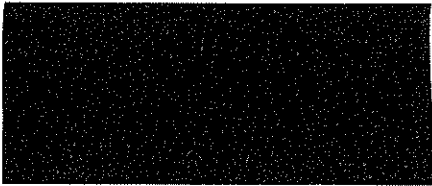
御請求書

佐藤みつのり事務所 様

NO 0000016

2025年5月23日

登録番号 T8810558423668
UKドローンサービス



				ご請求金額		¥	88,743
No.	品名	単価	個数	単位	金額		
1	4月分Google広告管理費	10,000	1	件	¥	10,000	
2	4月分Google広告費用	70,675	1	件	¥	70,675	
					¥		
					¥		
					¥		
					¥		
					¥		
					¥		
					¥		
					¥		
					¥		
					¥		
					¥		
					¥		
					¥		
					¥		
					¥		
					¥		
				小 計	¥	80,675	
				消費税(10%)	¥	8,068	
				合 計	¥	88,743	

備考	
振込先 南都銀行	

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和7年6月26日				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀 YouTube チャンネルさっしー&よっしー				
対象者	YouTube 利用者 (広告とは奈良市、生駒市のように県内市町村のみの地域限定の広告配信を設定) ※広告とは、デジタルポスティングのこと。				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 50%按分				
内容	・ 政策 ・ 活動報告 ・ 県民への意見募集 等				
YouTube 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	請求書No.19	UK ドロー ンサービス	69,139 円	①5月分 Google 広告管理 費 ②5月分 Google 広告費用	50
	請求書No.20	UK ドロー ンサービス	115,500 円	①4～6月分 YouTube 管 理費 ②第7話 がん対策 ③サムネ制作費 第7話	51
	※50%充当 合計 184,639 円×50%=92,319 円				
備考	YouTube アカウント: @satomitsu0903 さっしー&よっしー 添付資料: 契約書・請求書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

御請求書

NO 0000019

佐藤みつのり事務所 様

2025年6月23日

登録番号 T8810558423668

UKドローンサービス

		ご請求金額		¥ 69,139	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	5月分Google広告管理費	10,000	1	件	¥ 10,000
2	5月分Google広告費用	52,854	1	件	¥ 52,854
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
			小 計		¥ 62,854
			消費税(10%)		¥ 6,285
			合 計		¥ 69,139

	備考
振込先 南都銀行	

御請求書

NO 0000020

2025年6月23日

佐藤みつのり事務所 様

登録番号 T8810558423668

UKドローンサービス

		ご請求金額		¥ 115,500	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	4.5.6月分YouTube管理費	10,000	3	件	¥ 30,000
2	【第7話】 がん対策(6:18)	70,000	1	件	¥ 70,000
3	サムネ制作費	5,000	1	件	¥ 5,000
	【第7話】 がん対策(チラシ用)				¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
			小 計		¥ 105,000
			消費税(10%)		¥ 10,500
			合 計		¥ 115,500

	備考
振込先 南都銀行	



契約書

UK ドローンサービス

佐藤みつのり事務所 御中

TEL

メール

以下、佐藤みつのり事務所 様を「甲」と記し、[redacted] を乙と記します。

■ 契約内容

YouTube サイト管理・保守義務

【佐藤みつのり公式 YouTube】

■ 期間

2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

■ 費用

各 1 ヶ月間 10,000 円

■ お支払方法

銀行振込にて、3 ヶ月毎とさせていただきます。

- ・ 乙は甲の上記期間、甲の YouTube サイトの管理・更新業務を行います。
 - ・ サイト内での変更等などは月 5 件までとし、それを超える場合は別途費用と致します。
 - ・ 当サイトにアップデートする動画（ショート動画を含む）は製作費用が、広告処理を行う場合などは広告宣伝費用が生じますので、別途見積となります。
- ※広告費用は月末集計となる為、翌月以降での請求となります。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、本契約当事者双方署名又は記名押印の上各 1 通を保有する。

2025 年 3 月 15 日

甲 記名

佐藤光紀

乙 記名

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和7年7月31日 他				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀 YouTube チャンネルさっしー&よっしー				
対象者	YouTube 利用者 (広告とは奈良市、生駒市のように県内市町村のみの地域限定の広告配信を設定) ※広告とは、デジタルポスティングのこと。				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 50%按分				
内容	・ 政策 ・ 活動報告 ・ 県民への意見募集 等				
YouTube 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	請求書No.22	UK ドロー ンサービス	55,641 円	①6月分 Google 広告管理 費 ②6月分 Google 広告費用	65
	請求書No.23	UK ドロー ンサービス	11,000 円	①サムネ制作費 第8話サムネ資料作成	66
	請求書No.24	UK ドロー ンサービス	92,448 円	①7月分 Google 広告管理 費 ②7月分 Google 広告費用	82
	請求書No.25	UK ドロー ンサービス	11,000 円	①サムネ制作費 第1回ライブ サムネ資料作成	83
	請求書No.26	UK ドロー ンサービス	22,022 円	①8月分 Google 広告管理 費 ②8月分 Google 広告費用	95
	請求書No.27	UK ドロー ンサービス	33,000 円	YouTube 7~9月分管理費	107
※50%充当 合計 225,111 円×50%=112,555 円					
備考	YouTube アカウント: @satomitsu0903 さっしー&よっしー 添付資料: 契約書・請求書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

御請求書

NO 0000022

佐藤みつのり事務所 様

2025年7月25日

登録番号 T8810558423668

UKドローンサービス

		ご請求金額		¥ 55,641	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	6月分Google広告管理費	10,000	1	件	¥ 10,000
2	6月分Google広告費用	40,583	1	件	¥ 40,583
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
			小 計		¥ 50,583
			消費税(10%)		¥ 5,058
			合 計		¥ 55,641

備考	
振込先 南都銀行	

御請求書

NO 0000023

佐藤みつのり事務所 様

2025年7月25日

登録番号 T8810558423668

UKドローンサービス

		ご請求金額		¥ 11,000	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	サムネ制作費	10,000	1	件	¥ 10,000
	【第8話】サムネ資料作成				¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
			小 計		¥ 10,000
			消費税(10%)		¥ 1,000
			合 計		¥ 11,000

備考	
振込先 南都銀行	

御請求書

NO 0000024

佐藤みつのり事務所 様

2025年8月25日

登録番号 T8810558423668

UKドローンサービス

		ご請求金額		¥ 92,448	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	7月分Google広告管理費	10,000	1	件	¥ 10,000
2	7月分Google広告費用	74,044	1	件	¥ 74,044
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
			小 計		¥ 84,044
			消費税(10%)		¥ 8,404
			合 計		¥ 92,448

	備考
振込先 南都銀行	

御請求書

NO 0000025

佐藤みつのり事務所 様

2025年8月25日

登録番号 T8810558423668

UKドローンサービス

		ご請求金額		¥ 11,000	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	サムネ制作費	10,000	1	件	¥ 10,000
	【第1回ライブ】サムネ資料作成				¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
			小 計		¥ 10,000
			消費税(10%)		¥ 1,000
			合 計		¥ 11,000

	備考
振込先 南都銀行	

御請求書

NO 0000026

2025年9月24日

佐藤みつのり事務所 様

登録番号 T8810558423668

UKドローンサービス

		ご請求金額		¥ 22,022	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	8月分Google広告管理費	10,000	1	件	¥ 10,000
2	8月分Google広告費用	10,020	1	件	¥ 10,020
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
			小 計		¥ 20,020
			消費税(10%)		¥ 2,002
			合 計		¥ 22,022

	備考
振込先 南都銀行	

御請求書

NO 0000027

2025年9月24日

佐藤みつのり事務所 様

登録番号 T8810558423668

UKドローンサービス

		ご請求金額		¥ 33,000	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	7.8.9月分YouTube管理費	10,000	3	件	¥ 30,000
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
			小 計	¥	30,000
			消費税(10%)	¥	3,000
			合 計	¥	33,000

備考	
振込先 南都銀行	

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和7年12月26日 他				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀 YouTube チャンネルさっしー&よっしー				
対象者	YouTube 利用者 （広告とは奈良市、生駒市のように県内市町村のみの地域限定の広告配信を設定） ※広告とは、デジタルポスティングのこと。				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 50%按分				
内容	・ 政策 ・ 活動報告 ・ 県民への意見募集 等				
YouTube 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	請求書No.30	UK ドロー ンサービス	33,000 円	YouTube 10～12 月分管理費	144
	請求書No. 202603231	UK ドロー ンサービス	33,000 円	YouTube 1～3 月分管理費	191
	※50%充当 合計 66,000 円×50%=33,000 円				
備考	YouTube アカウント：@satomitsu0903 さっしー&よっしー 添付資料:契約書・請求書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

御請求書

NO 0000030

佐藤みつのり事務所 様

2025年12月23日

登録番号 T8810558423668

UKドローンサービス

		ご請求金額		¥ 33,000	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	10.11.12月分YouTube管理費	10,000	3	件	¥ 30,000
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
			小 計		¥ 30,000
			消費税(10%)		¥ 3,000
			合 計		¥ 33,000

	備考
振込先 南都銀行	

御請求書

NO 202603231

佐藤みつのり事務所 様

2026年3月23日

登録番号 T8810558423668

UKドローンサービス

		ご請求金額		¥ 33,000	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	1.2.3月分YouTube管理費	10,000	3	件	¥ 30,000
				件	¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
			小 計		¥ 30,000
			消費税(10%)		¥ 3,000
			合 計		¥ 33,000

備考	
振込先 南都銀行	

第11号様式の11（第5条関係）

令和7年度事務所状況報告書	
会派・議員名 佐藤光紀	
①政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
②所在地	住所 生駒市小明町 556-3 コーポもりおか 102 号・202 号 電話 0743-25-4675 延べ床面積 39.25 m ²
③他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☒ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☒ その他
④所有区分	☐ 自己又は配偶者、3 親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件（賃貸借契約先所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人（登記簿の目的に不動産の賃貸有） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人（登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤按分率の考え方	☐ 使用実態（使用面積又は使用時間による） ☐ 事務所全体面積 m ² (a) うち政務活動使用面積 m ² (b) ☒ 事務所使用時間 9 時間 (a) うち政務活動使用時間 4.5 時間 (b) (b) / (a) = 4.5 / 9 → 按分率 1/2
⑥事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：時間按分)
⑦駐車場代の計上	☐ 無 ☒ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☒ 来客兼用 按分率 1/2 (按分率の考え方：事務所賃借料と同率で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。

賃貸人変更に関する覚書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という)

賃借人 佐藤 光紀 (以下「乙」という)

甲と乙とは、前賃貸人である被相続人 [REDACTED] (以下「丙」という)の逝去に伴い、下記物件の賃貸借契約に関し、以下の内容について合意したので本覚書を締結する。

住所 奈良県生駒市小明町556-3
物件名称 コーポもりおか
号室 102号

- 1 甲は、丙が令和5年7月31日に逝去したことに伴い、賃貸人たる地位を承継した。
よって甲及び乙は、甲が契約上の賃貸人としての地位を丙から承継し、賃貸人の名義を次の通り変更することに合意する。

変更前賃貸人: [REDACTED]

変更後賃貸人: [REDACTED]

- 2 前条に伴い、賃貸料支払先は、令和5年 8 月分から下記口座へ変更する。

銀行名: 南都銀行 [REDACTED]

口座種別: [REDACTED]

口座番号: [REDACTED]

口座名義: [REDACTED]

- 3 甲と乙は、丙が乙と締結した賃貸借契約の内容について変更がないことに合意する。

- 4 本覚書に記載がない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

以上を証するため本覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年 8 月 24 日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 [REDACTED]

氏名

佐藤 光紀 [REDACTED]

賃貸人変更に関する覚書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という)

賃借人 佐藤 光紀 (以下「乙」という)

甲と乙とは、前賃貸人である被相続人 [REDACTED] (以下「丙」という)の逝去に伴い、下記物件の賃貸借契約に関し、以下の内容について合意したので本覚書を締結する。

住所 奈良県生駒市小明町556-3

物件名称 コーボもりおか

号室 202号

- 1 甲は、丙が令和5年7月31日に逝去したことに伴い、賃貸人たる地位を承継した。
よって甲及び乙は、甲が契約上の賃貸人としての地位を丙から承継し、賃貸人の名義を次の通り変更することに合意する。

変更前賃貸人: [REDACTED]

変更後賃貸人: [REDACTED]

- 2 前条に伴い、賃貸料支払先は、令和5年 8 月分から下記口座へ変更する。

銀行名: 南都銀行

口座種別: [REDACTED]

口座番号: [REDACTED]

口座名義: [REDACTED]

- 3 甲と乙は、丙が乙と締結した賃貸借契約の内容について変更がないことに合意する。
- 4 本覚書に記載がない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

以上を証するため本覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年 8 月 24 日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 [REDACTED]

氏名 佐藤光紀

賃貸人変更に関する覚書

賃貸人 [redacted] (以下「甲」という)

賃借人 佐藤 光紀 (以下「乙」という)

甲と乙とは、前賃貸人である被相続人 [redacted] (以下「丙」という)の逝去に伴い、下記物件の賃貸借契約に関し、以下の内容について合意したので本覚書を締結する。

住所 奈良県生駒市小明町556-3
物件名称 コーポもりおか
号室 102号

- 1 甲は、丙が令和5年7月31日に逝去したことに伴い、賃貸人たる地位を承継した。
よって甲及び乙は、甲が契約上の賃貸人としての地位を丙から承継し、賃貸人の名義を次の通り変更することに合意する。

変更前賃貸人: [redacted]

変更後賃貸人: [redacted]

- 2 前条に伴い、賃貸料支払先は、令和6年 3 月分から下記口座へ変更する。

銀行名: 南都銀行

口座種別: [redacted]

口座番号 [redacted]

口座名義: [redacted]

- 3 甲と乙は、丙が乙と締結した賃貸借契約の内容について変更がないことに合意する。
- 4 本覚書に記載がない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

以上を証するため本覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 / 月 30日

賃貸人(甲) 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人(乙) 住所 [redacted]

氏名 佐藤 光紀

賃貸人変更に関する覚書

賃貸人 [redacted] (以下「甲」という)

賃借人 佐藤 光紀 (以下「乙」という)

甲と乙とは、前賃貸人である被相続人 [redacted] (以下「丙」という)の逝去に伴い、下記物件の賃貸借契約に関し、以下の内容について合意したので本覚書を締結する。

住所 奈良県生駒市小明町556-3
物件名称 コーポもりおか
号室 202号

- 1 甲は、丙が令和5年7月31日に逝去したことに伴い、賃貸人たる地位を承継した。
よって甲及び乙は、甲が契約上の賃貸人としての地位を丙から承継し、賃貸人の名義を次の通り変更することに合意する。

変更前賃貸人: [redacted]

変更後賃貸人: [redacted]

- 2 前条に伴い、賃貸料支払先は、令和6年3月分から下記口座へ変更する。

銀行名: 南都銀行 [redacted]

口座種別: [redacted]

口座番号: [redacted]

口座名義: [redacted]

- 3 甲と乙は、丙が乙と締結した賃貸借契約の内容について変更がないことに合意する。
- 4 本覚書に記載がない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

以上を証するため本覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 / 月30日

賃貸人(甲) 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人(乙) 住所 [redacted]

氏名 佐藤光紀 [redacted]

建 物 賃 貸 借 契 約 書

第 一 冊

第 一 冊 第 一 冊 第 一 冊

第 一 冊 第 一 冊 第 一 冊

第 一 冊 第 一 冊 第 一 冊

賃貸借契約書

貸主 (以下、甲という) と

借主 佐藤 光紀 (以下、乙という) は、甲所有の後記物件 (以下、本賃貸物件という) を乙が賃借し使用するにあたって下記のとおり賃貸借契約を締結した。

【第1条】

(1) 乙は本賃貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

用 途 : 政務活動の事務所として

(2) 乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

【第2条】

賃料は、月額金 64,800 円也 (内、4,800 円・消費税 8%) とし、毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄とし、日割計算、返却はしないものとする。

【第3条】

乙は本契約の保証金として、金 600,000 円也を甲へ預託する。但し、乙は保証金をもって賃料その他等甲に対する支払いに充当することは出来ない。尚、保証金には利息を付けず、又担保、質入することはできない。

【第4条】

本契約期間を、平成 27 年 2 月 1 日より平成 29 年 1 月 31 日迄の 2 年間とする。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新することが出来る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたも、本契約締結日以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指値の変動、修理その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であっても建物管理に関して清掃、設備係等の人件費・消耗品・諸雑費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あったときには、共益費及び附加使用料の増額に関する甲の請求に、乙はこれに応じなければならない。

【第7条】

前記契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることが出来る。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもって行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

乙は次に掲げる行為をしてはならない。

- ①この建物内に汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火の恐れのある物その他他人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
- ②甲の許可なく建物外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに関する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
- ③本賃貸物件の全部又は一部を転貸もしくは、居住用に変更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
- ④本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
- ⑤風紀及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかわる業務の他、当建物内で宿泊、仮眠、遊戯等は無論、何等理由なく不必要に当建物内に出入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保全、衛生、防犯、防火、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。

- ①乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時、延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。
- ②乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。
- ③乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をした時、成年被後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④無断にて造作、模様替えをしたとき。
- ⑤その他この契約に違背する行為があったとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。

- ①震災、火災、水害、風害、盗難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。
- ②甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に関連して発生した一切の事故による損害。
- ③理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭気、その他、或いは他人により乙が被った一切の損害及び、それに付属する弁償問題。
- ④甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本賃貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事をする場合は、文書による甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を厳守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本賃貸物件内に行った造作、設備に課せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払い中止等は出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本賃貸物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。尚、乙が甲の建物経営に関し信用、名誉を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本賃貸物件内より火災発生の場合、甲は即時に本賃貸借契約を解除し、乙は直ちに本賃貸物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

火災の場合、甲は至急建物修復に努力するも、乙は、類焼を理由に賃料・共益費・付加使用料等の減額、又は免除を申し出ることは出来ない。尚、乙が、類焼を理由に明け渡しを希望し、保証金の返還を求めた時は10ヶ月以内の猶予期間をおき、第22条の規定により返金する

【第21条】

乙は本賃貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義書換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第22条】

乙が本物件を甲に返還する場合は造作、設備、什器備品、看板等の処分に關し甲の指示通りに行ったときに限り、甲は保証金600,000円より、300,000円を引き（未収金、未清算金がある場合はこの金額を差し引き）300,000円を明渡日より3ヶ月以内に返還するものとする。

【第23条】

乙の甲に対する交渉は当時者間において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもってはこれを行うことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第24条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸室等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第25条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本賃貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第26条】

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本賃貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならない。その場合、乙はその事由もしくはは名目の如何にかかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した末尾記載の鍵、本契約書を返却する。

【第27条】

甲の従業員が行った乙とのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第28条】

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
- ⑤ 本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。
- ⑥ 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。
- ⑦ 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- ⑧ 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。
- ⑨ 本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙解約とする。

【第29条】

借主の連帯保証人 は、本契約の各条項を承認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産したとき借主は即刻貸主に通知しなければならない。

【第30条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令慣習に従って、甲乙協議の上措置するものとする。

【第31条】

この契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続をしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

第32条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

特約条項】

- ① 本物件は、契約締結時の現状有姿（スケルトン）にて賃貸借するものとする。
- ② 1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。
- ③ 乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。
- ④ 犬、猫等の動物類は飼わないこと。
- ⑤ 法令の施行により消費税に増減があった場合、これに準じて賃料を支払うものとする。
- ⑥ 本物件は平成27年2月から4月迄の期間だけ賃貸借するものとするが、乙が継続して賃借することを申し出た場合、甲はそれに応じるものとする。

賃 賃 条 件

賃 料	月 額 64,800円 (内 4,800円8%税)
共益費	賃料を含む
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費
合 計	月 額 64,800円 也 (内 4,800円8%税)

保証金	600,000円
解約引	300,000円

【物件の表示】

*所在地： 奈良県生駒市小町556-3
 *建物名称： コーポもりおか 102号店舗
 *建物構造： 鉄骨ALC造 3階建の1階部分
 *専有面積： 19㎡ (約5.5坪)

平成 年 月 日

【貸 主】 住 所

氏 名

TEL

【借 主】 住 所

氏 名

TEL

【連帯保証人】 住 所

氏 名

TEL

【仲 介 人】

【取引主任者】

鍵NO

合 計 1本

受け取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。

賃借人

佐藤 光紀

御振込先 振込手数料は借主負担

銀行名	南 都 銀 行
口座番号	普 通 預 金
口座名義	

建物賃貸借契約書

据事務用

名称: コーポもりおか 202号

借主: 佐藤 光 記 殿

契約日: 令和元年 5月 1日

賃貸借契約書

貸主 (以下、甲という) と

借主 佐藤 光 紀 (以下、乙という) は、甲所有の後記物件 (以下、本賃貸物件という) を乙が賃借し使用するにあたって下記のとおり契約を締結した。

【第1条】

(1) 乙は本賃貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

用 途 : 政務活動の事務所として

(2) 乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

【第2条】

賃料は、月額金 32,400 円也 (内、2,400 円・消費税 8%) とし、毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄とし、日割計算、返却はしないものとする。

【第3条】

本物件は、平成 27 年 2 月 1 日付にて、建物賃貸借契約を締結して今日に至るが、この度、借主の使用目的に変更が発生した為、貸主の承諾のもと新たに契約締結するものとする。尚、内装設備等は何ら触らず現状のままに使用する為、新たな礼金、敷金等は発生しないものとする。

【第4条】

本契約期間を、令和元年 5 月 1 日より令和 3 年 4 月 30 日迄の 2 年間とする。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新することが出来る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたるも、本契約締結日以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指数の変動、修理その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であつても建物管理に關して清掃、設備等の人件費、消耗品・諸雑費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あつたときには、共益費及び附加使用料の増額に關する甲の請求に、乙はこれに應じなければならない。

【第7条】

前記契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月前分の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることができる。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもって行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

- 乙は次に掲げる行為をしてはならない。
- ① この建物内に汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火の恐れのある物その他他人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
 - ② 甲の許可なく建物の外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに関する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
 - ③ 本賃貸物件の全部又は一部を転貸もしくは、居住用に変更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
 - ④ 本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
 - ⑤ 風紀及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかわる業務の他、当建物内で宿泊、仮眠、遊戯等は無論、何等理由なく不必要に当建物内に出入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保安、衛生、防犯、防火、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。

- ① 乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時、延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。
- ② 乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。
- ③ 乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をなした時、成年被後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④ 無断にて造作、模様替えをしたとき。
- ⑤ その他この契約に違背する行為があったとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。

- ① 震災、火災、風水害、盗難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。
- ② 甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に關連して発生した一切の事故による損害。
- ③ 理由の如何を問はず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭気、その他、或いは他人により乙が被った一切の損害及び、それに付屬する弁償問題。
- ④ 甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本賃貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事をする場合、文書による甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を厳守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本賃貸物件内に行った造作、設備に課せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払い中止等は出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本賃貸物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。尚、乙が甲の建物経営に関し信用、名誉を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本賃貸物件内より火災発生の場合は、甲は即時に本賃貸借契約を解除し、乙は直ちに本賃貸物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

乙は本賃貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義書換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第21条】

乙の甲に対する交渉は当事者間において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもってはこれを行うことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第22条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸室等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第23条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本賃貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第24条】

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本賃貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならない。その場合、乙はその事由もしくは名目の如何にかかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した末尾記載の鍵、本契約書を返却する。

【第25条】

甲の従業員が行った乙とのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第26条】

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

④自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
イ偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

⑤本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。

⑥本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。

⑦本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせないこと。

⑧本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。

⑨本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙解約とする。

【第27条】

借主の連帯保証人 は、本契約の各条項を承認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産、住所変更、電話先の変更等したときは、借主は即刻貸主に通知しなければならない。

【第28条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令慣習に従って、甲乙協議の上措置するものとする。

【第29条】

この契約に起因する紛争に關し、訴訟の提起等裁判上の手続をしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

【第30条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

【特約条項】

- ①本物件は、契約締結時の現状有姿にて賃貸借するものとする。
- ②1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。
- ③乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。
- ④犬、猫等の動物類は飼わないこと。
- ⑤法令の施行により消費税に増減があった場合、これに準じて賃料を支払うものとする。

賃貸条件

賃料	月額 32,400円 (内 2,400円8%税)	礼金	なし
共益費	賃料を含む	敷金	なし
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費		
合計	月額 32,400円也 (内 4,800円8%税)		

【物件の表示】

*所在地: 奈良県生駒市小町556-3
*建物名称: コーポもりおか 202号
*建物構造: 鉄骨ALC造 3階建の2階部分
*専有面積: 20.25㎡

令和元年5月1日

【貸主】 住所 氏名 TEL

【借主】 住所 氏名 TEL

【連帯保証人】 住所 氏名 TEL

会人
【宅建取引士】

鍵NO

受け取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。

賃借人

御振込先 振込手数料は借主負担

銀行名	南都銀行
口座番号	
口座名義	

【ご入店に関するご案内】

ご入店に際しまして、下記の要項をご案内申し上げます。

◆電 気

ご使用を開始されるときにブレーカーを上げて下さい。
関西電力にお客様番号と使用開始の旨をお知らせ下さい。
※連絡先 関西電力奈良営業所

TEL 0800(777)8052

◆上下水道

貸主にて毎月の検針請求になります。
家賃の口座へ振り込みお願いします。

※連絡先 貸主

TEL

◆ガ ス

本物件のガスは（都市ガス）です。
お客様立会のもとに、業者が開栓を致します。
ご希望の日時を前もって御連絡下さい。

※連絡先 大阪ガス阪奈ガスセンター

TEL 0743(74)2000

◆ゴ ミ

※事業者のゴミは生駒市では収集されませんので、
民間のゴミ収集処理業者へご相談下さい。

尚、事業者の方は、生駒市指定の袋でないと、収集されません。

参考

生駒市衛生社

TEL 0743-79-9031

株式会社

NANBU

TEL 0743-75-5383

No. 5

ニシダチ第1モータープール No. 2 → No. 5

駐車場賃貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行

口座番号：

口座名義：駐車場専用 イコマビルサービス株式会社
(千葉県京葉市イコマビルサービス街)

駐車場賃借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と

佐藤 光 紀 (以下乙という) との間に、下記駐車場施設
(以下駐車場という) の賃借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を
保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は
これを賃借する。

* 名 称：ニシグチ第1モータープール

* 所 在 地：生駒市小明町546番地5

* 駐車場区画：第 2 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが
出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用
してはならない。

* 車両番号： 無 指 定

* 車 名：

(2) 乙は、前項の自動車以外の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ
甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年10月15日から2018年10月14日迄の
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1カ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条例に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

* 本契約区画は2017年11月1日付にてNo. 2からNo. 5に区画変更するものとする。

2017年10月14日

【賃 貸 人】

(甲) 住 所: 生駒市小町町794番地

氏 名: 株式会社 ニシグチ

代表取締役 西 口 豊

【上記代理人兼管理者】

住 所: 生駒市谷田町876番地

氏 名: イコマ・ビルサービス株式会社

代表取締役 仲 埜 幸 治

TEL : (0743) 75-2885(代)

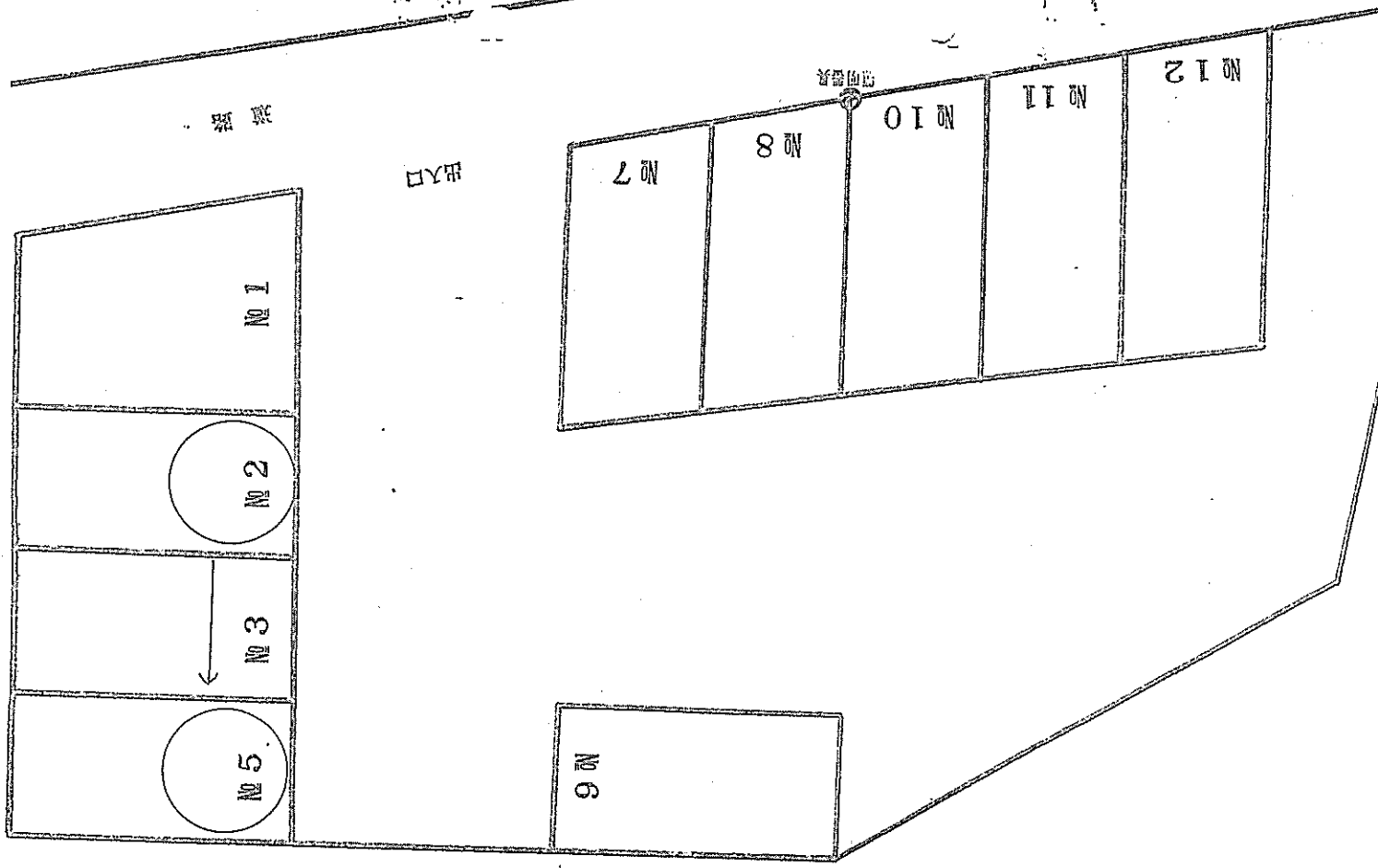
【賃 借 人】

(乙) 住 所:

氏 名:

TEL:

佐藤 光紀



ニシグチ第1駐車場

NO-6

ニシグチ第1モータープール No. 6

駐車場賃貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行

口座番号：

口座名義：駐車場専用 イコムビルサービス株式会社
(チャウシヤジ サービス イコムビルサービス(株))

駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と

佐藤光紀 (以下乙という) との間に、下記駐車場施設
(以下駐車場という) の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を
保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は
これを賃借する。

* 名称: ニシグチ第1モータープール

* 所在地: 生駒市小町5 4 6 番地 5

* 駐車場区画: 第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが
出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用
してはならない。

* 車両番号: 無 指 定

* 車 名:

(2) 乙は、前項の自動車以外の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ
甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年11月 1日から2018年10月31日迄の
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条例に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運搬者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に關し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

2017 年 10 月 14 日

【賃貸人】

(甲) 住所： 生駒市小明町794番地

氏名： 株式会社 ニシグチ

代表取締役 西口 豊

【上記代理人兼管理者】

住所： 生駒市谷田町876番地

氏名： イコマ・ビルサービス株式会社

代表取締役 仲埜 幸治

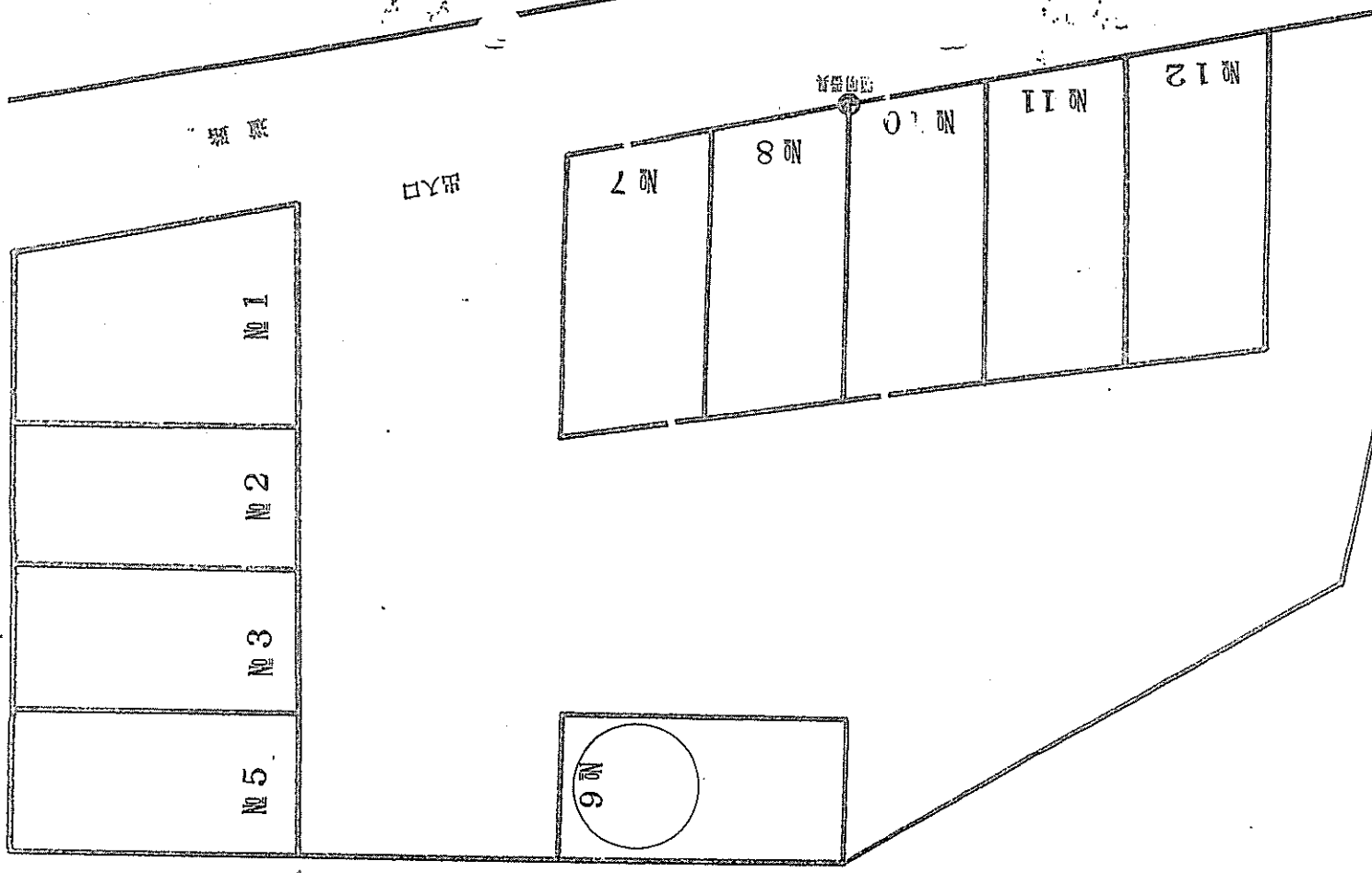
TEL： (0743) 75-2885(代)

【賃借人】住所： [REDACTED]

氏名： 佐藤 光紀

TEL： [REDACTED]

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



No. 11

ニシグチ第1モータープール No. 6 → No. 11.

駐車場賃貸借契約書

覚 書

株式会社 ニ シ グ チ (以下甲という) と
佐 藤 光 紀 (以下乙という) とは、
末尾記載駐車場施設 (以下駐車場という) の賃貸借契約について、次の特約条項を追加すること
に合意したので本覚書を作成し、甲、乙各自 1 通を保有する。

記

【特約条項】

* 駐車区画は 2017 年 10 月 10 日付にて下記の通り変更するものとする。

[変更前区画] No. 6

[変更後区画] No. 11

2017 年 10 月 10 日

〈 甲 〉 住 所：生駒市小明町 794 番地
氏 名：株式会社 ニシグチ
代表取締役 西 口 豊

〈上記代理人兼管理者〉住 所：生駒市谷田町 876
氏 名：イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲 埜 幸 治



〈 乙 〉 住 所：[REDACTED]
氏 名：佐藤 光紀 [REDACTED]

【駐車場の表示】

所 在：生駒市小明町 546 番地 5
名 称：ニシグチ第 1 モータープール

以 上

駐 車 場 賃 借 代 理 印 影 書

車場施設 (以
上 1 通を保有

賃貸し、乙は

をすることが

目的に使用

あらかじめ

2 日迄の
1 時は、契約

控せん。

駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤 光紀 (以下乙という) との間に、下記駐車場施設 (以下
駐車場という) の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自 1 通を保有
する。

【第 1 条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は
これを賃借する。

* 名 称 : ニシグチ第 1 モータープール

* 所 在 地 : 生駒市小町 5 4 6 番地 5

* 駐車場区画 : 第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが
出来る。

【第 2 条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用
してはならない。

* 車両番号 : 無指定

* 車 名 : _____

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ
甲の承諾を得なければならない。

【第 3 条】 契約期間

契約期間は、2017 年 10 月 3 日から 2018 年 10 月 2 日迄の
1 年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1カ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づく義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場の保安・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

平成 29 年 10 月 2 日

【賃 貸 人】

(甲) 住 所： 生駒市小町794番地

氏 名： 株式会社 ニシダチ

代表取締役 西 口 豊

【上記代理人兼管理者】

住 所： 生駒市谷田町876番地

氏 名： イコマ・ビルサービス株式会社

代表取締役 仲 埜 幸 治

TEL : (0743) 75-2885 (代)

【賃 借 人】

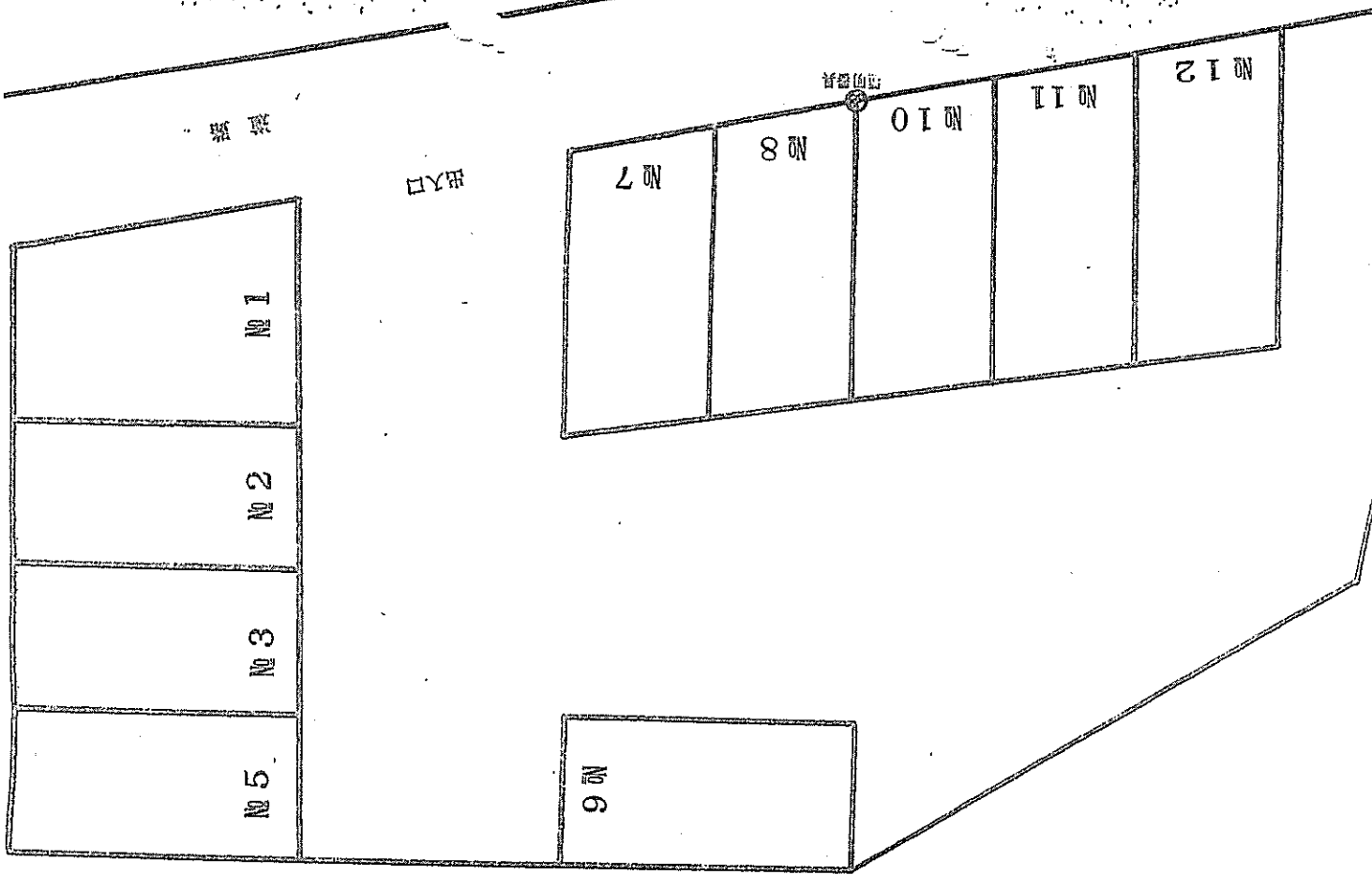
(乙) 住 所：

氏 名：

TEL：

佐藤 光紀

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシグチ第Iモータープール

駐車場賃借契約書

212

[振込口座]

銀 行	南都銀行
口座番号	
口座名義	駐車場専用イコモビルサービス株式会社 代表取締役 仲 堃 幸 治
名義人カナ	チュウウシヤジョウセンヨウイコモビルサービス(カ)

〔振込み人名義〕

フリガナ

[illegible]

駐車場賃貸借契約書

株式会社ニシグチ (以下甲という) 佐藤 光紀 (以下乙という)
との間に下記駐車場施設 (以下駐車場という) の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

* 名称：ニシグチ第1モータープール
* 所在地：生駒市小町546番地の5
* 駐車場区画：第12号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場をこの使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号： -

* 車名： 無指定

(2) 乙は、前項の自動車その他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、平成27年1月26日から平成28年1月25日迄の1年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也（税抜き価格18,000円）を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、保証金の全額を甲は乙に返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、質料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】質料

- (1) 質料は月額金9,000円也（税抜き価格9,000円）と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払う。銀行振込する場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の質料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地（駐車場）の質料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該質料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 月の中途における解約もしくは解除の場合は、前納質料は返却しない。新規契約の場合の質料は、日割り計算とする。
- (4) 質料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也（税抜き価格27,000円）を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー一代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い質料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い質料の返却はしない。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1カ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の質料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づき義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人（運転者その他使用人・同乗者等を含む）が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場の保安・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害（駐車自動車の盗難・損傷・火災等）については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

平成 27.1.26 年 月 日

賃 貸 人
(甲) 住 所：生駒市小町町794番地

氏 名：株式会社ニシグチ
代表取締役 西口 豊

上記代理人兼管理者
住 所：生駒市谷田町 876

氏 名：イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲 埜 幸 治

TEL：(0743) 75-2885 (代)

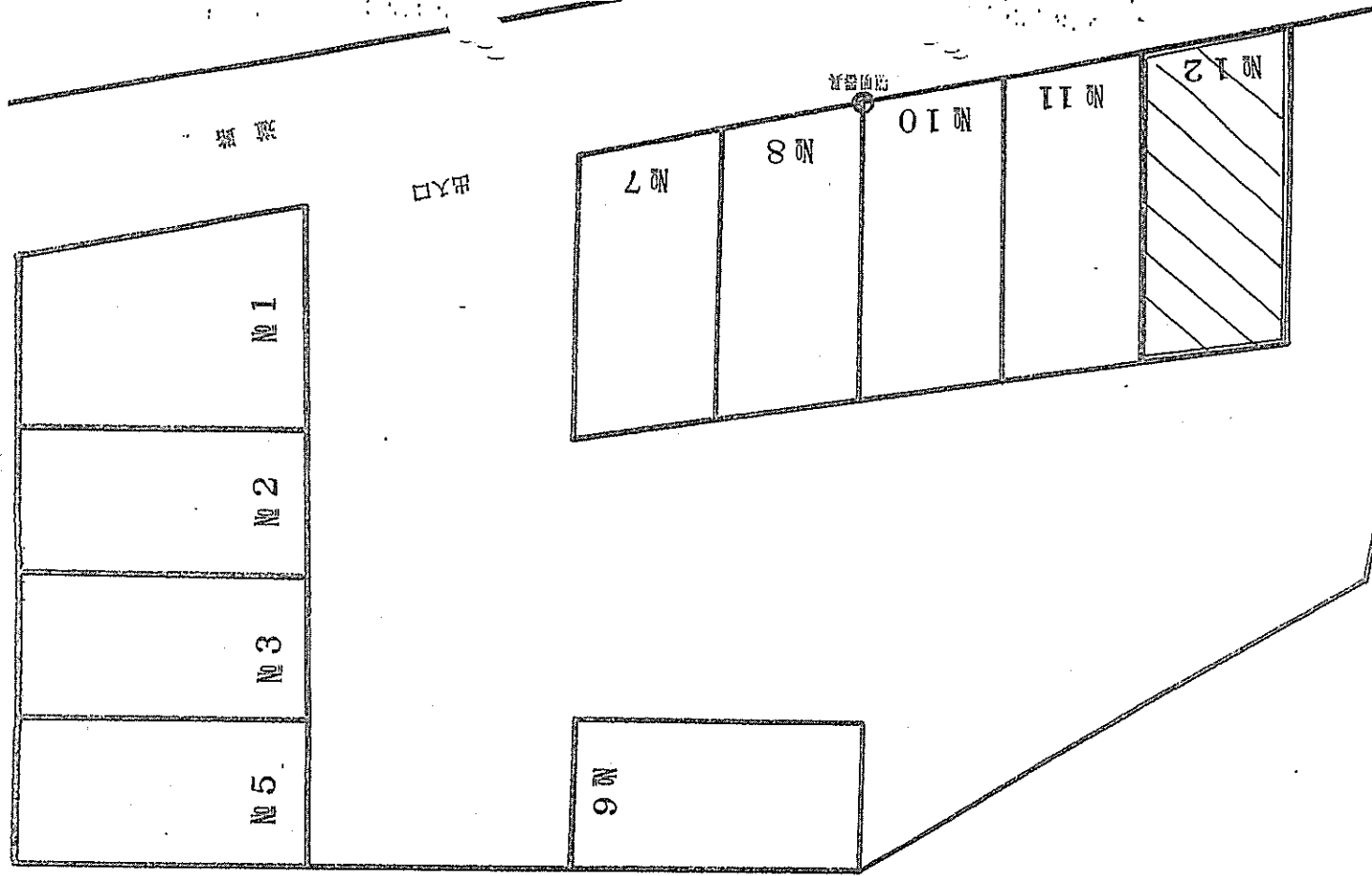
賃 借 人
(乙) 住 所：

氏 名：

佐藤光紀

TEL：
携 帯：

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



第11号様式の12（第5条関係）

令和7年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③雇用期間	令和7年 4月 1日～ 令和7年 9月 30日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料（賃金）	986 円（ ☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給）
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 政務活動＋後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

令和7年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③雇用期間	令和7年 10月 1日～ 令和8年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料（賃金）	令和7年11月15日まで 986円（ ☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給） 令和7年11月16日より 1,051円（ ☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給）
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 政務活動＋後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな			生年月日
氏名			
現住所	電話		
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和7年 4月1日から 令和7年 9月30日まで		
雇用形態	正規職員 パートタイム 派遣職員 <u>その他</u> (アルバイト)		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (不定期) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <u>その他</u> (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 986円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (☐ 現金払い ☒ 振込) 賃金支払時の控除 (☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 労災保険 ☐ 雇用保険) 昇給 ☐ 有 ☒ 無 賞与 ☐ 有 ☒ 無		
各種社会保険	☒ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令7年 4月 1日			
雇用者		佐藤光紀	
被雇用者			

雇用契約書

ふりがな			生年月日
氏名			
現住所		電話	
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和7年 10月1日から 令和8年 3月31日まで		
雇用形態	正規職員 パートタイム 派遣職員 <u>その他</u> (アルバイト)		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (不定期) 休憩 1 時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <u>その他</u> (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1,051 円 (令和7年 11月 15日まで 986 円、 諸手当 通勤手当 円 令和7年 11月 16日より 1,051 円) 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20 日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (☐ 現金払い ☒ 振込) 賃金支払時の控除 (☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 労災保険 ☐ 雇用保険) 昇給 ☐ 有 ☒ 無 賞与 ☐ 有 ☒ 無		
各種社会保険	☒ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 令和7年 10月 1日 雇用者 佐藤光紀 被雇用者			

政務活動補助業務賃金台帳(令和7年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名		住所	生年月日	性別		雇入年月日	2025.4.1

第11号様式の12（第5条関係）

令和7年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③雇用期間	令和7年 4月 1日～ 令和7年 9月 30日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料（賃金）	986 円（ ☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給）
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 政務活動＋後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

令和7年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③雇用期間	令和7年 10月 1日～ 令和8年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	令和7年11月15日まで 986円 (☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給) 令和7年11月16日より 1,051円 (☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給)
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]		生年月日
氏名	[REDACTED]		[REDACTED]
現住所	[REDACTED] 電話 [REDACTED]		
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和7年 4月1日から 令和7年9月30日まで		
雇用形態	正規職員 パートタイム 派遣職員 その他（ ）		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00～16:00（土曜日・その他不定期） 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他（上記出勤日以外）		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇（ ）		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 986 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日（毎月 20日） 賃金支払日（毎月 月末日） 賃金の支払方法（ ☐ 現金払い ☒ 振込） 賃金支払時の控除（ ☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 労災保険 ☐ 雇用保険） 昇給 ☐ 有 ☒ 無 賞与 ☐ 有 ☒ 無		
各種社会保険	☒ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 令和7年 4月 1日 雇用者 佐藤光紀 [REDACTED] 被雇用者 [REDACTED] [REDACTED]			

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]		生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]		[REDACTED]	
現住所	[REDACTED] 電話 [REDACTED]			
下記の条件で契約します。				
雇用期間	令和7年 10月1日から 令和8年3月31日まで			
雇用形態	正規職員 パートタイム 派遣職員 その他 ()			
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所			
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動			
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (土曜日・その他不定期) 休憩 1時間			
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 (上記出勤日以外)			
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()			
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1,051円 (令和7年11月15日まで986円、 諸手当 通勤手当 円 令和7年11月16日より1,051円) 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (☐ 現金払い ☒ 振込) 賃金支払時の控除 (☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 労災保険 ☐ 雇用保険) 昇給 ☐ 有 ☒ 無 賞与 ☐ 有 ☒ 無			
各種社会保険	☒ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 令和7年 10月 1日 雇用者 佐藤光紀 [REDACTED] 被雇用者 [REDACTED] [REDACTED]				

政務活動補助業務賃金台帳(令和7年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別		雇入年月日		2025.4.1					
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 賃与1 賃与2 合計														
労働日数	23.5	15.0	28.0	25.0	10.0	25.0	20.0	15.0	25.0	5.0	20.0	46.0		53
労働時間数														257.5
時間外労働														0
休日労働														0
深夜労働														0
基 本 給	23,171	14,790	27,608	24,650	9,860	24,650	19,720	14,790	26,275	5,255	21,020	48,346		260,135
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
課 税 合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
非課税合計	23,171	14,790	27,608	24,650	9,860	24,650	19,720	14,790	26,275	5,255	21,020	48,346		260,135
総支給額	23,171	14,790	27,608	24,650	9,860	24,650	19,720	14,790	26,275	5,255	21,020	48,346		260,135
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
課税対象額	23,171	14,790	27,608	24,650	9,860	24,650	19,720	14,790	26,275	5,255	21,020	48,346		260,135
所 得 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
差引支給額	23,171	14,790	27,608	24,650	9,860	24,650	19,720	14,790	26,275	5,255	21,020	48,346		260,135
領 収 印														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和7年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③雇用期間	令和7年 4月 1日～ 令和7年 9月 30日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	1,050 円 (☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給)
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

令和7年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③雇用期間	令和7年 10月 1日～ 令和8年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	令和7年11月15日まで 1,050円 (☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給) 令和7年11月16日より 1,150円 (☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給)
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな			生年月日
氏名			
現住所			電話
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和7年 4月1日から 令和7年9月30日まで		
雇用形態	正規職員 パートタイム 派遣職員 その他（ ）		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 （休憩時間）	10：00～16：00 休憩 1 時間		
休日	(水・土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他)		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇（ ）		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1,050 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日（毎月 20 日） 賃金支払日（毎月 月末日） 賃金の支払方法（ ☐ 現金払い ☒ 振込 ） 賃金支払時の控除（ ☒ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 労災保険 ☒ 雇用保険） 昇給 ☐ 有 ☒ 無 賞与 ☐ 有 ☒ 無		
各種社会保険	☒ 労災保険 ☒ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令和7年 4月 1日			
雇用者		佐藤光紀	
被雇用者			

雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所		電話
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年 10月1日から 令和8年3月31日まで	
雇用形態	正規職員 パートタイム 派遣職員 その他 ()	
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所	
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動	
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 休憩1時間	
休日	(水・土・日・祝日・年末及び年始) お盆・その他	
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()	
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1,150 円 (令和7年11月15日まで1,050円、 令和7年11月16日より1,150円) 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (☐ 現金払い ☒ 振込) 賃金支払時の控除 (☒ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 労災保険 ☒ 雇用保険) 昇給 ☐ 有 ☒ 無 賞与 ☐ 有 ☒ 無	
各種社会保険	☒ 労災保険 ☒ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他	
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和7年 10月 1日		
雇用者 佐藤光紀		
被雇用者		

政務活動補助業務賃金台帳(令和7年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2025.4.1

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	16	10	13	18	13	16	16	15	16	10	18	7			168
労働時間数	92.0	51.0	66.5	87.5	66.5	85.0	88.5	77.5	82.0	52.0	91.5	37.0			877.0
時間外労働															0
休日労働															0
深夜労働															0
															0
基本給	96,600	53,550	69,825	91,875	69,825	89,250	81,375	94,425	94,300	59,800	105,225	42,550			948,600
															0
															0
															0
															0
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税合計	96,600	53,550	69,825	91,875	69,825	89,250	81,375	94,425	94,300	59,800	105,225	42,550			948,600
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
総支給額	96,600	53,550	69,825	91,875	69,825	89,250	81,375	94,425	94,300	59,800	105,225	42,550			948,600
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
雇用保険保険料	531	294	384	505	384	490	447	519	518	328	578	234			5,212
社会保険料合計	531	294	384	505	384	490	447	519	518	328	578	234			5,212
課税対象額	96,069	53,256	69,441	91,370	69,441	88,760	80,928	93,906	93,782	59,472	104,647	42,316			943,388
所得税	540	0	0	290	0	130	0	390	390	0	930	0			2,670
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
年末調整還付金									-1,740						-1,740
															0
控除額合計	1,071	294	384	795	384	620	447	909	-832	328	1,508	234			6,142
差引支給額	95,529	53,256	69,441	91,080	69,441	88,630	80,928	93,516	95,132	59,472	103,717	42,316			942,458
領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。